

平成26年度
地方自治体紙リサイクル施策調査
報告書

平成27年2月

公益財団法人 古紙再生促進センター

は じ め に

回収された古紙はそのほとんどが製紙原料として利用され、平成25年度における古紙の回収率は79.5%、利用率は63.8%と世界的にみても高水準にあります。しかしながら、資源リサイクルについては地球的規模での環境問題や増加する廃棄物対策等から、より一層注目され、その更なる推進を図ることが社会的要請となっています。

このような観点から官民一体となって紙のリサイクルの推進に取り組んでいるところです。今後の施策を検討いただく上での参考に資するため、すべての市区町村における紙リサイクルに関する施策の実施状況等を継続的に把握することを目的に本調査を実施したものです。

この報告書は地方自治体の回答内容を集計・分析して取りまとめたものであり、紙リサイクルに関する施策の参考にいただければ幸いです。

最後に、今回の調査を実施するに当たり、ご協力いただいた市区町村の関係各位に厚く御礼申し上げる次第です。

公益財団法人 古紙再生促進センター

(この報告書の用紙は古紙を利用しています。)

目 次

1 本 編

要約.....	1
---------	---

第 1 章 調査の概要

(1) 調査の目的	3
(2) 調査票の構成.....	3
(3) 調査対象.....	3
(4) 調査の実施期間	3
(5) 調査方法.....	3
(6) 回収結果.....	3
(7) 回答自治体の構成	3
(8) 報告書の見方.....	4

第 2 章 調査結果の分析

(1) 古紙回収方法・回収品目・回収量について	
<古紙回収の有無>	5
<雑誌と雑がみの回収>	6
<古紙回収量>	7
(2) 家庭系古紙に関する調査	
①行政回収古紙の引き渡しについて	
<古紙引き渡し先の選定方法>	8
<古紙引き渡し先の選定方法採用理由>	10
<古紙引き渡しの状態>	11
<売却価格決定のために参考にしているもの>	13
②家庭系可燃ごみに含まれる資源化できる紙について	
<家庭系可燃ごみの組成調査実施の有無>	14
<家庭系可燃ごみに含まれる紙ごみ・資源化できる紙の割合>	16
<資源化できる紙の減量促進予定の有無>	17
<紙の減量促進を予定している理由>	19
<紙の減量促進を予定していない理由>	21
<ご意見・ご要望>	22
(3) 事業系古紙に関する調査	
①一般廃棄物処理計画	
<事業系一般廃棄物の減量化のターゲット>	24
②紙ごみの占める割合	
<事業系可燃ごみの量の把握>	26
<事業系可燃ごみの量と組成調査実施の有無>	28
<事業系可燃ごみに含まれる紙ごみ・資源化できる紙の割合>	30
③事業系古紙の区分	
<推奨している区分の設定>	31
<推奨している区分>	33

④事業系古紙の回収	
＜回収業者や許可業者へ排出する以外の回収システム＞	35
＜少量排出事業者の排出条件＞	36
＜フリーライダーの発生＞	37
＜フリーライダーへの対策の有無＞	37
⑤焼却施設への搬入規制	
＜焼却施設への資源化できる紙の搬入規制＞	39
＜機密書類の搬入の規制予定＞	40
⑥機密書類の処理	
＜機密書類の取扱い＞	40
＜機密書類の処理方法、処理業者のホームページなどへの掲載＞	42
⑦啓発資料	
＜啓発資料の作成＞	44
＜啓発資料の範囲の対象＞	46
＜啓発資料の内容＞	47
＜事業系についての自由意見＞	48
(4) 設問間の傾向	
①事業系古紙の推奨している区分の有無と啓発資料の内容	49
②啓発資料の範囲の対象と内容.....	49
③焼却施設への搬入規制と機密書類の処理方法、処理業者のホームページなどへの掲載	50

2 資料編

調査票	53
-----------	----

1 本 編

要 約

調査項目について

古紙回収方法・回収品目・回収量に関する調査は、状況を継続的に把握するため引き続き設問を設けた。家庭系古紙に関する調査の「行政回収古紙の引き渡しについて」では、過去の状況からの変化を把握するために過去に調査した設問と同一の設問、設問の質問方法を一部変更した設問等を設けた。「家庭系可燃ごみに含まれる資源化できる紙について」では、家庭系可燃ごみへの資源化できる紙の混入状況、また、将来の資源化促進の動向を把握するための設問を設けた。

事業系古紙に関する調査では、事業系の紙ごみの減量化施策や事業系(オフィス)古紙の回収や資源化に対する行政の関与の度合いを把握するために設問を設けた。また、「紙ごみの占める割合」では、事業系の可燃ごみにどの程度資源化できる紙が混入しているか現状を把握するための設問を設けた。

古紙回収方法・回収品目・回収量に関する調査

【人口一人あたりの古紙回収量(原単位)】

平成 25 年度人口一人あたりの回収量(原単位)平均は 30.7kg/人・年であった。過去 3 年間の経年変化をみると減少傾向で推移している。

過去 3 年間の人口一人あたりの回収量(原単位)平均は以下の通り。

- ・平成 22 年度 32.3kg/人・年
- ・平成 23 年度 31.7kg/人・年
- ・平成 24 年度 30.9kg/人・年

家庭系古紙に関する調査

【行政回収された古紙引き渡し先の選定方法・採用理由】

行政回収された古紙引き渡し先として、随意契約(特命+見積合わせ)により選定している自治体は 58.7%で、「競争入札(23.1%)により選定している」よりも高いことが分かった。

特命随意契約を採用している理由は、「安定的に売却できる」(18.0%)、「地元業者の育成が可能」(11.0%)が高かった。随意契約(見積合わせ)を採用している理由は、「安定的に売却できる(22.1%)」、「地元業者の育成が可能」(14.0%)に加え、「公平性、透明性が高い」(12.0%)、「高値での販売が可能」(10.3%)も高かった。

競争入札を採用している理由は、「公平性、透明性が高い」(19.3%)、「高値での販売が可能(12.3%)」が高かった。

【古紙引き渡しの状態】

古紙を回収したままの状態、業者等に引き渡している自治体は 66.4%で最も高かった。

平成 21 年度の結果と比較すると、「回収したままの状態、業者等に引き渡している」の割合が高くなった一方、「自治体の施設で選別のみを行い、業者等に引き渡している」、「自治体の施設で選別加工(梱包)までを行い、業者等に引き渡している」の割合が低くなった。

	平成 21 年度		平成 25 年度
「回収したままの状態、業者等に引き渡している」	61.8%	→	66.4%
「自治体の施設で選別のみを行い、業者等に引き渡している」	19.2%	→	15.0%
「自治体の施設で選別加工(梱包)までを行い、業者等に引き渡している」	6.7%	→	4.6%

【家庭系可燃ごみに含まれる資源化できる紙の減量促進予定有無・その理由】

家庭系可燃ごみに含まれる資源化できる紙の減量促進を予定している自治体は 74.0%、予定していない自治体は 23.9%であった。

減量促進を予定している理由は「可燃ごみの焼却費用を削減するため」が 56.1%で半数以上を占めた。

事業系古紙に関する調査

【事業系一般廃棄物の減量化を進める資源物のターゲット】

事業系一般廃棄物の減量化を進める資源物のターゲットは「紙ごみ」(32.0%)が最も高かった。事業系可燃ごみの量を把握している自治体は 64.7%(936 件)で、その内、平成 23 年度以降に組成調査を行った自治体は 14.1%であった。

【事業系可燃ごみの中の資源化できる紙の搬入規制】

焼却施設での事業系可燃ごみの中の資源化できる紙の搬入規制は「とくに何もしていない」(61.8%)が最も高かった。搬入規制を実施している自治体では、「機密書類は受け入れている」(14.7%)が最も高く、次いで「資源化できる紙はすべて受け入っていない」(11.5%)となった。

【事業系古紙の推奨している区分と啓発資料】

事業系古紙の分別について推奨している区分を設けている自治体は 22.0%(318 件)で、その自治体では「段ボール」(95.3%)、「新聞」(93.1%)、「雑誌」(90.3%)の区分がほぼ設けられていた。

事業系古紙の回収・リサイクルの啓発資料を作成している自治体は 19.0%(275 件)で、その対象は「事業系一般廃棄物全般を対象としている」(70.2%)が最も高く、「事業系の資源化物を対象としている」(10.2%)、「事業系古紙のみを対象としている」(9.1%)の順となった。また、その内容は「古紙の分別区分」(72.4%)が最も高く、「業者情報」(44.4%)、「排出ルート」(36.4%)「禁忌品(異物)の種類」(35.6%)、「機密書類」(24.4%)の順となった。

【機密書類の取扱い】

事業者が機密書類をリサイクルするために排出する場合の自治体内の機密書類の取扱いは「事業系一般廃棄物」(60.2%)が最も高く、次いで「専ら物」(17.0%)となった。

第1章 調査の概要

(1) 調査の目的

地方自治体の紙リサイクル施策に関する状況を継続的に把握することを目的にしている。また、今年度は特に事業系古紙に対する自治体の関与の度合いを把握することを目的にしている。

(2) 調査票の構成

調査票の構成(内容)は、表1のとおりである。

表1 調査票の構成

(1) 古紙回収方法・回収品目・回収量に関する調査
(2) 家庭系古紙に関する調査 ①行政回収古紙の引き渡しについて ②家庭系可燃ごみに含まれる資源化できる紙について
(3) 事業系古紙に関する調査 ① 一般廃棄物処理計画 ② 紙ごみの占める割合 ③ 事業系古紙の区分 ④ 事業系古紙の回収 ⑤ 焼却施設への搬入規制 ⑥ 機密書類の処理 ⑦ 啓発資料

(3) 調査対象

東京23区及び市町村合計1,741自治体

(4) 調査の実施期間

平成26年7月15日(火)～9月30日(火)

(5) 調査方法

郵送による送付、郵送・メールによる回収(電話での督促1回)。

(6) 回収結果

回収結果は、表2のとおりである。

表2 回収結果

区分	発送数	回収数	回収率 (%)
市区町村	1,741	1,447	83.1

*市区町村の世帯カバー率は92.8%。

世帯カバー率とは、回答のあった自治体の世帯数合計が日本の総世帯数に占める割合を百分率で表した値。

(7) 回答自治体の構成

7.1 人口規模

回答のあった市区町村の人口規模別構成は、表3のとおりである。本報告書では、この区分を使用した。

表3 人口区分と構成比

人口区分	市区町村 (N)	構成比 (%)
70万人以上	23	1.6
20万人以上 70万人未満	104	7.2
10万人以上 20万人未満	148	10.2
5万人以上 10万人未満	232	16.0
1万人以上 5万人未満	574	39.7
1万人未満	366	25.3
合計	1,447	100.0

7.2 地域

回答のあった市区町村の地域別構成は、表 4 のとおりである。本報告書では、この区分を使用した。

表 4 地域区分と構成比

地域	市区町村 (N)	構成比 (%)	都道府県
北海道	149	10.3	北海道
東北	186	12.9	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	301	20.8	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県
中部	263	18.2	富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	168	11.6	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	91	6.3	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	74	5.1	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	188	13.0	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	27	1.9	沖縄県
合計	1,447	100.0	—

(8) 報告書の見方

- 8.1 集計結果は、回答自治体の件数の割合を表した回答割合を掲載し、世帯数の割合を表した世帯割合は回答割合の結果と差がある場合のみ掲載した。事業系古紙に関する調査結果の世帯割合は掲載しなかった。
図表中の N は、回答自治体総数を示す。
- 8.2 回答が 2 つ以上ありうる複数回答は、比率の合計が 100.0%を超える場合がある。
- 8.3 グラフの構成比率合計は、四捨五入により 100.0%とならない場合がある。
- 8.4 属性別(クロス)集計のグラフでは、5%以下を非表示とした。
- 8.5 属性別(クロス)集計の記述では、特徴または傾向が見られるものをコメントの対象とした。また、N 値が 50 件に満たない場合は、コメントの対象外とした。
- 8.6 問 18、問 37 の記述内容は、古紙回収に関する意見・要望等を掲載した。
- 8.7 報告書に掲載していない属性別の結果や各選択肢の回答件数等のデータを閲覧希望の方は、古紙再生促進センター事務部業務課(TEL : 03-3537-6822)までご連絡下さい。
- 8.8 本報告書は地方自治体を対象に行ったアンケート調査結果であり、地方自治体の紙リサイクル施策に関する指標の一つである。

第2章 調査結果の分析

(1) 古紙回収方法・回収品目・回収量について

<古紙回収の有無>

問1 貴自治体では、古紙を資源物として「行政回収」や「集団回収」、「拠点回収・中間処理施設で選別」などにより回収していますか。該当する番号を選んでください。

(注1) 行政回収：各家庭から集積所などに排出された古紙を行政のコスト負担（直営または委託）で回収する方法。

(注2) 集団回収：地域の団体（自治会、PTA など）が回収し、直接古紙業者等と契約して引き渡す自主的な資源回収方法。

(注3) 拠点回収・中間処理施設で選別：

公共施設やリサイクルセンター等に回収ボックスを常設し、住民が排出した古紙を回収する方法。また、廃棄物として排出されたものの中からリサイクル可能な紙類を中間処理施設等で選別して回収する方法。

行政回収または集団回収などを通じて古紙回収している自治体は97.0%であった。

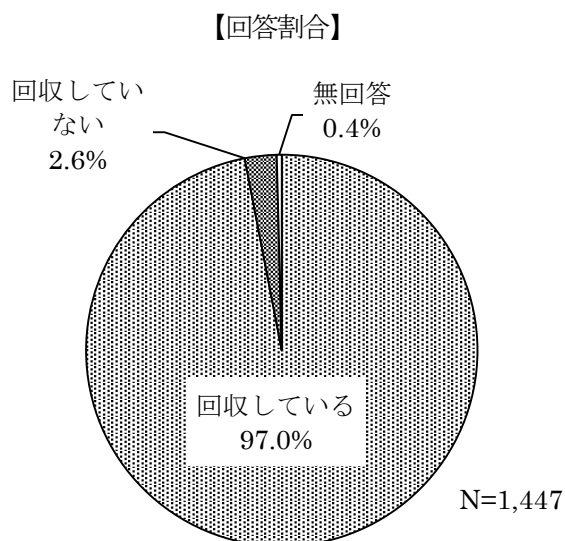


図1 古紙回収の有無

＜雑誌と雑がみの回収＞

- 問3 雑誌を回収していますか。次の中から該当する番号を選んで下さい。
- 問4 雑誌はどの区分に排出するようにしていますか。次の中から該当する番号を一つを選んで下さい。
- 問5 「雑誌」区分の中に、雑がみも排出してよいルールですか。次の中から該当する番号を選んで下さい。
- 問6 「雑がみ」区分を設けていますか。次の中から該当する番号を選んで下さい。

雑がみを個別に、あるいは雑誌と混合して排出するようにしている割合は 78.7%となり、8 割近くの自治体は雑がみを回収対象としている結果となった。

雑誌と雑がみの排出方法割合は、「雑誌と雑がみは混合して排出するようにしている」が 58.7%で最も高く、次いで「雑誌と雑がみは個別に排出するようにしている」(20.0%)となった。

＊ 図2は問3から問6の集計結果をもとに、5分類に分けたものである。

＊ 「雑誌と雑がみは個別に排出するようにしている」の中には、雑がみ区分を設けているが、雑誌区分の中にも雑がみを排出してよいルールにしている自治体を含む

【回答割合：％】

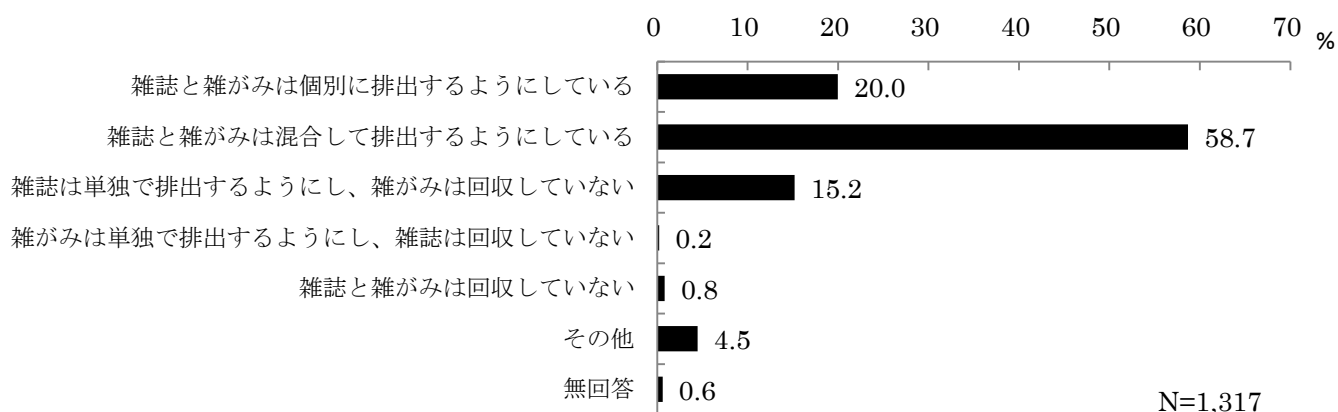


図2 雑誌と雑がみの回収

【問4の「その他」の主な記述内容】

- 雑誌・チラシ、雑誌・紙箱類：23件
- 紙類、古紙類：15件
- 資源ごみ：5件
- 新聞・雑誌：5件

＜古紙回収量＞

問 7 平成 25 年度に回収された古紙について、種類と回収方法ごとに回収量をご記入下さい。

問 8 平成 25 年度に回収された古紙の種類を回収方法ごとにすべて選んでください。また、回収された古紙の回収量合計を回収方法ごとにご記入ください。

平成 25 年度人口一人あたりの回収量(原単位)平均は 30.7kg/人・年であった。

過去 3 年間の経年変化をみると減少傾向で推移している。過去 3 年間の人口一人あたりの回収量(原単位)平均は以下の通り。

- ・平成 22 年度 32.3kg
- ・平成 23 年度 31.7kg
- ・平成 24 年度 30.9kg

【属性別の傾向】

市区町村別では、「市・区」(31.6kg)、「村」(30.1kg)、「町」(29.7kg)の順で多かった。

人口規模別では、「10 万人以上」(34.0kg)で最も多く、「1 万人以上」(28.2g)で最も少なかった。

地域別では、「北海道」(44.2kg)で最も多く、「九州」(22.0kg)で最も少なかった。

種類別では、「新聞」(12.8kg)、「段ボール」(7.2kg)、「雑誌」(7.0kg)の順で多かった。

備考

- ・自治体が関与しているすべての回収方法により集められた古紙が対象。
- ・古紙回収量が無記入、あるいは紙以外の資源物との混合量が記入されている場合は、計算の対象外とした。
- ・複数の種類を混合した合計量が記入されている場合は、回収している種類の古紙に一定の割合をかけて按分し、推計値を算出した。

表 5 一人あたりの古紙回収量

合計	N(件数)	平均(kg/人・年)
	1,395	30.7

市区町村	N(件数)	平均(kg/人・年)
市・区	718	31.6
町	560	29.7
村	117	30.1

人口規模	N(件数)	平均(kg/人・年)
70 万人以上	22	33.3
20 万人以上	103	33.6
10 万人以上	148	34.0
5 万人以上	231	31.1
1 万人以上	569	28.2
1 万人未満	322	32.2

地域	N(件数)	平均(kg/人・年)
北海道	142	44.2
東北	180	26.3
関東	293	34.3
中部	261	33.7
近畿	161	29.0
中国	88	27.3
四国	72	25.6
九州	179	22.0
沖縄	19	9.4

種類	N(件数)	平均(kg/人・年)
新聞	1,380	12.8
段ボール	1,383	7.2
雑誌	1,374	7.0
雑がみ	1,264	3.0
紙パック	1,071	0.8
紙製容器包装	129	2.7
その他	108	5.1

(2) 家庭系古紙に関する調査

①行政回収古紙の引き渡しについて

＜古紙引き渡し先の選定方法＞

問9 行政回収された古紙の引き渡し先をどのように選定していますか。該当する番号を一つ選んでください。

(注1) 複数の方法により選定している場合は、売却量の多い方法を選んでください。

行政回収された古紙引き渡し先として随意契約(特命+見積合わせ)により選定している自治体は58.7%で、競争入札(23.1%)により選定しているよりも高いことが分かった。

随意契約について見ると、随意契約(見積合わせ)により選定している自治体は34.3%で、特命随意契約(24.4%)により選定しているよりも若干高かった。

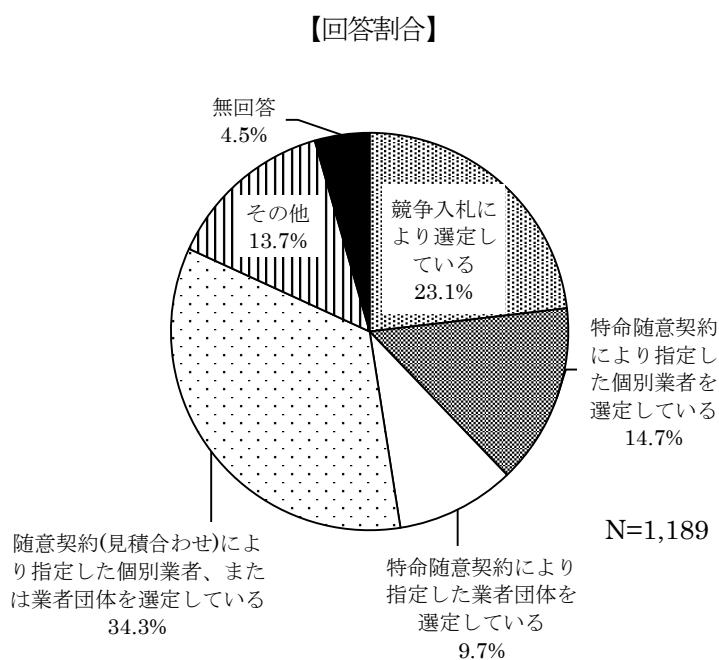


図3 古紙引き渡し先の選定方法

【「その他」の主な記述内容】

- 一部事務組合に一任している：55件
- 収集委託業者に一任している：43件

【属性別の傾向】

属性別に「随意契約(見積合わせ)により指定した個別業者、または業者団体を選定している」をみると、市区町村別では「村」(43.8%)、「町」(36.9%)、「市・区」(30.9%)の順で高かった。人口規模別では「1万人未満」(43.4%)が最も高く、人口規模が小さくなる程高かった。

また、「競争入札により選定している」をみると、市区町村別では「市・区」(27.4%)、「町」(20.3%)、「村」(9.4%)の順で高かった。地域別では、「近畿」(32.3%)が最も高かった。

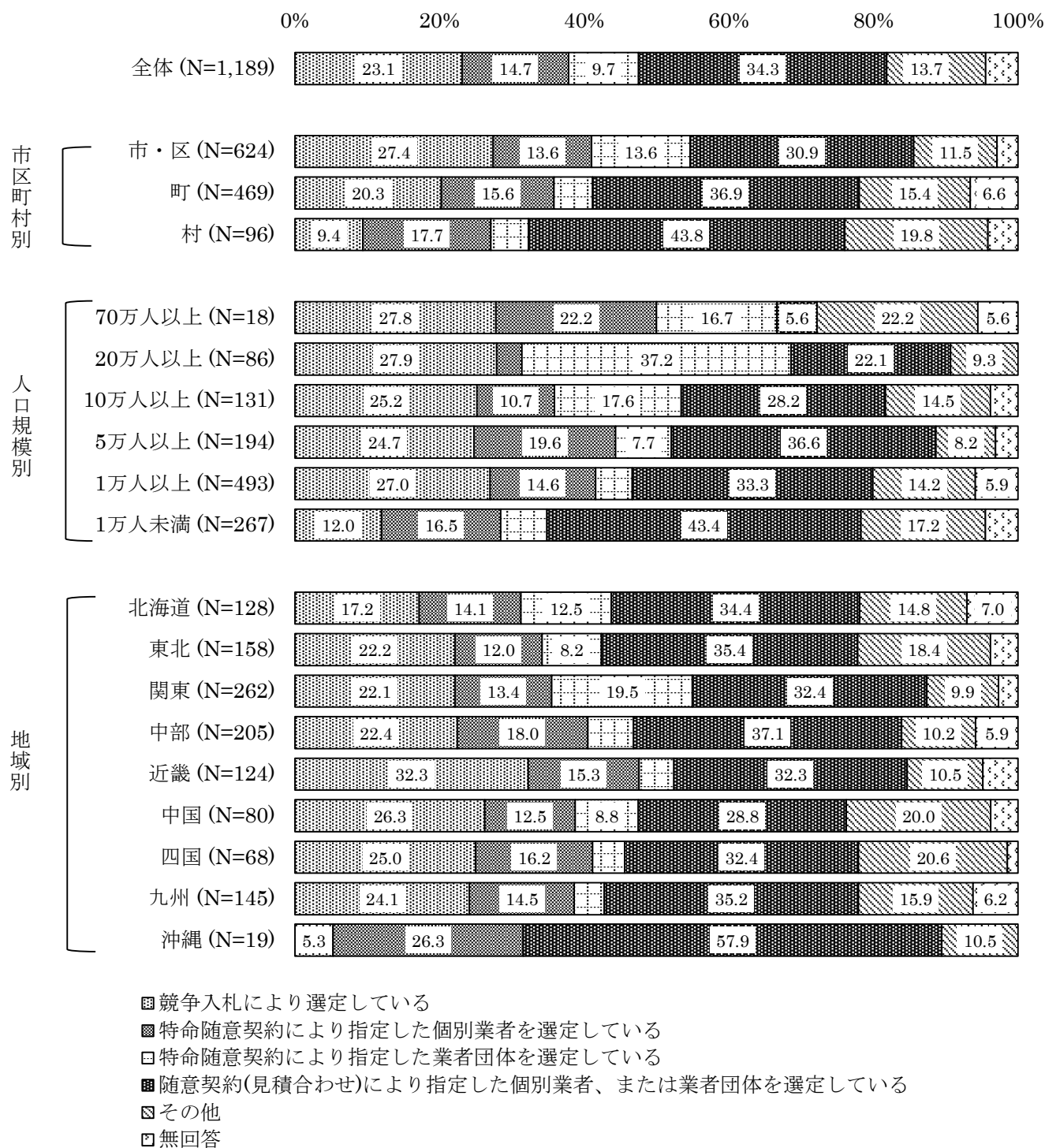


図 4 属性別の古紙引き渡し先の選定方法

＜古紙引き渡し先の選定方法採用理由＞

問10 問9で回答した選定方法を行っている理由は何ですか。該当する番号をすべて選んでください。

古紙引き渡し先の選定方法を安定的に売却できることを理由に採用している自治体は54.0%で最も高かった。次いで「公平性、透明性が高い」(33.9%)、「地元業者の育成が可能」(31.8%)の順となった。

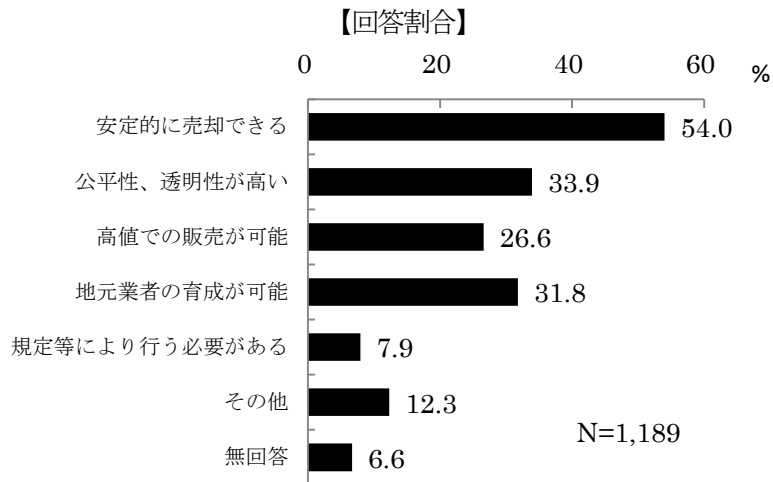


図5 古紙引き渡し先の選定方法採用理由

【「その他」の主な記述内容】

- 条件に見合う業者が他にないため：29件
- 作業効率が良いため：21件
- 一部事務組合、回収業者が決定しているため不明：18件

表6 古紙引き渡し先の選定方法・採用理由

N=1,189、単位：％

採用理由 選定方法	安定的に売却できる		公平性、透明性が高い		高値での販売が可能		地元業者の育成が可能		規程等により行う必要がある		その他	
競争入札	8.4		19.3		12.3		3.6		3.4		0.3	
特命随意契約（個別業者）	10.3	18.0	0.4	1.5	1.3	2.3	5.9	11.0	0.6	1.0	3.3	4.6
特命随意契約（業者団体）	7.7		1.1		1.0		5.1		0.4		1.3	
随意契約〈見積合わせ〉 （個別業者、業者団体）	22.1		12.0		10.3		14.0		2.9		3.3	
その他	5.5		1.0		1.6		3.2		0.6		4.1	

古紙引き渡し先の選定方法別に採用理由を分類すると、競争入札では「公平性、透明性が高い」(19.3%)、「高値での販売が可能(12.3%)」が高かった。

特命随意契約（個別業者・業者団体）では「安定的に売却できる」(18.0%)、「地元業者の育成が可能」(11.0%)が高かった。

随意契約〈見積合わせ〉（個別業者・業者団体）では「安定的に売却できる(22.1%)」、「地元業者の育成が可能」(14.0%)が高かった。「公平性、透明性が高い」(12.0%)、「高値での販売が可能」(10.3%)も10%台となった。

＜古紙引き渡しの状態＞

問 11 問 9 で回答した選定方法により決定した古紙業者等への古紙の引き渡しの状態はどのようになっていますか。
該当する番号を一つ選んでください。

古紙を回収したままの状態、業者等に引き渡している自治体は 66.4%で最も高く、次いで「自治体の施設で選別のみを行い、業者等に引き渡している」(15.0%)となった。

平成 21 年度の結果と比較すると、「回収したままの状態、業者等に引き渡している」の割合が高くなった一方、「自治体の施設で選別のみを行い、業者等に引き渡している」、「自治体の施設で選別加工（梱包）までを行い、業者等に引き渡している」の割合が低くなった。

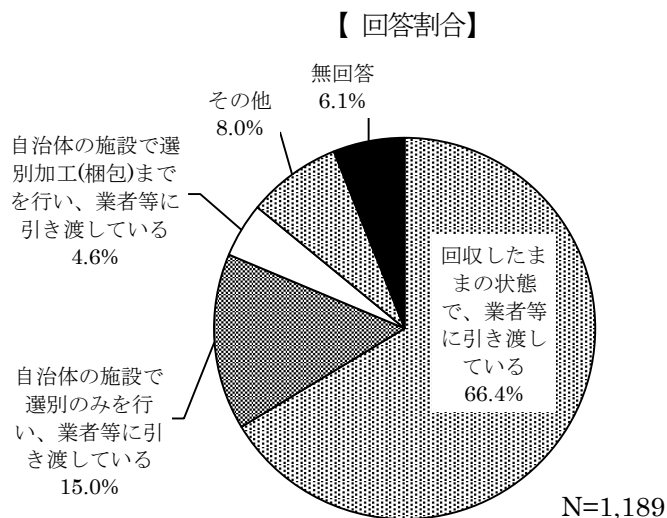


図 6 古紙の引き渡しの状態

【「その他」の主な記述内容】

- 委託業者の施設で選別を行い、業者に引渡している：11 件
- 委託業者の施設で選別加工(梱包)までを行い、業者に引渡している：14 件
- 一部事務組合に一任している：11 件

【平成 21 年度結果との比較】

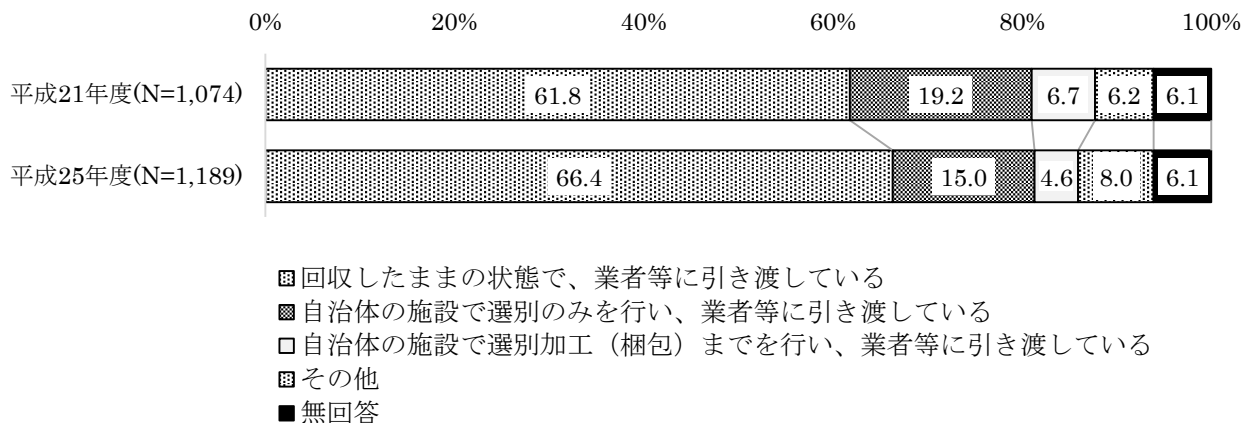


図 7 古紙の引き渡しの状態（平成 21 年度結果との比較）

【属性別の傾向】

属性別に「回収したままの状態、業者等に引き渡している」をみると、「市・区」(72.4%)が「町」(59.3%)、「村」(61.5%)に比べ高かった。

人口規模別では「20 万人以上」(76.7%)、5 万人以上(76.3)、10 万人以上(74.8%)の順で高かった。

地域別では、「中部」(79.0%)、「関東」(75.6%)、「東北」(71.5%)の順で高かった。

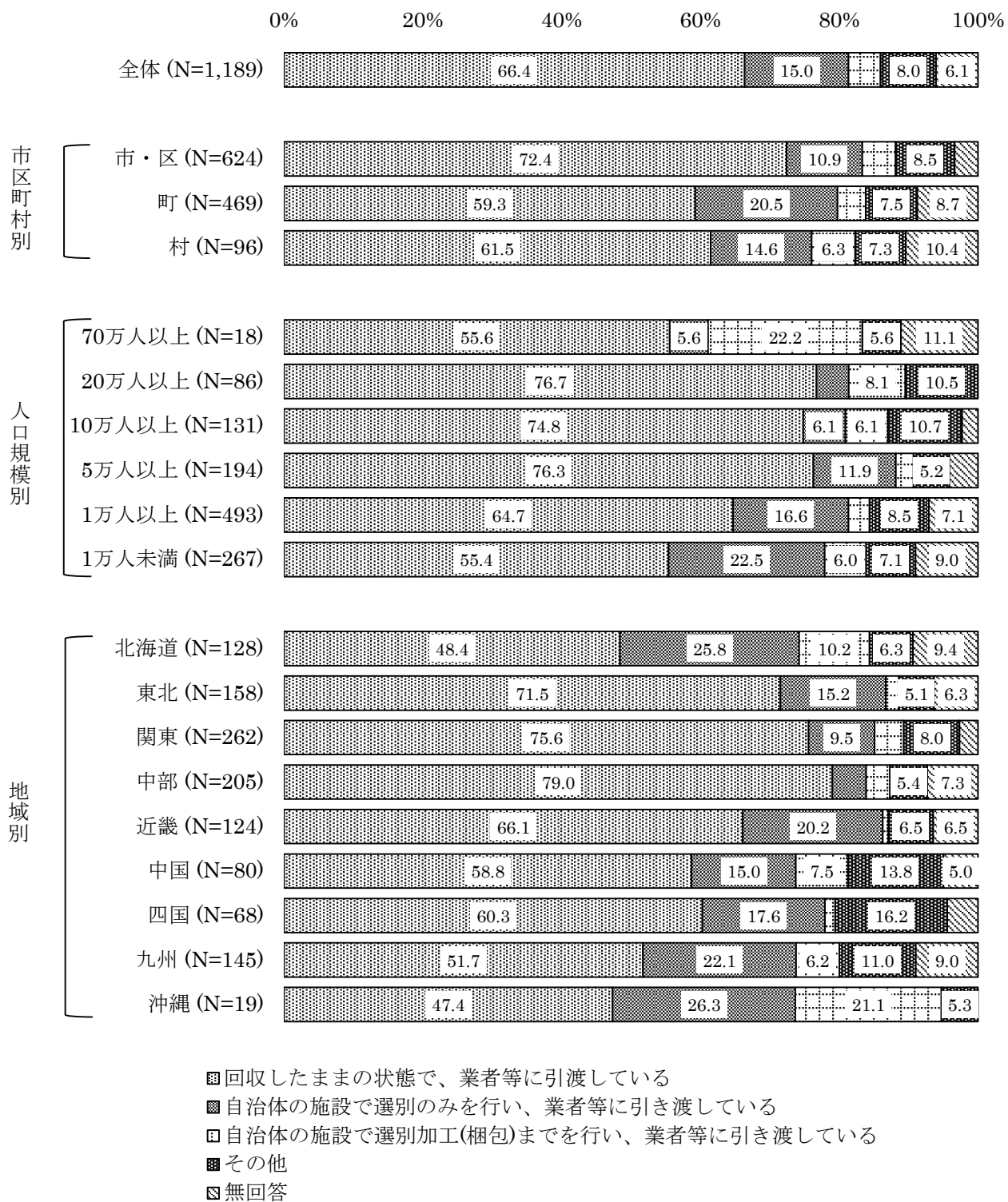


図 8 属性別の古紙の引き渡しの状態

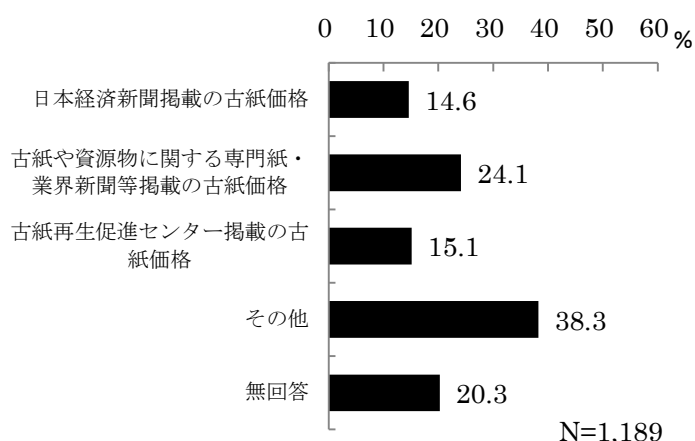
<売却価格決定のために参考にしているもの>

問 12 古紙の売却価格を決定するにあたり、参考にしているものはありますか。該当する番号をすべて選んでください。

古紙の売却価格を決定するにあたり参考にしているものとして「古紙や資源物に関する専門紙・業界新聞等掲載の古紙価格」を選択した自治体は 24.1%で最も高かった。次いで「古紙再生促進センター掲載の古紙価格」(15.1%)、「日本経済新聞掲載の古紙価格」(14.6%)の順であった。

世帯割合では、「古紙や資源物に関する専門紙・業界新聞等掲載の古紙価格」(40.1%)が最も高かった。

【回答割合】



【世帯割合】

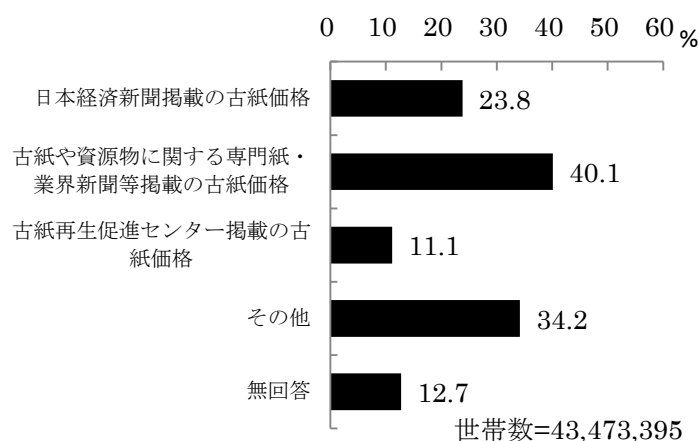


図 9 売却価格決定のために参考にしているもの

【「その他」の主な記述内容】

- 取引業者の提示価格・見積もり価格：135 件（回答件数に対する割合 11.4%）
- 近隣の市町村や業者の価格：48 件
- 一部事務組合等が売却しているため不明：34 件
- 前回や前年の取引価格：21 件
- 特になし：90 件

② 家庭系可燃ごみに含まれる資源化できる紙について

＜家庭系可燃ごみの組成調査実施の有無＞

問 13 貴自治体または一部事務組合では、平成 23 年度以降に家庭系可燃ごみの組成調査を行いましたか。該当する番号を選んでください。

家庭系可燃ごみの組成調査を行った自治体は 36.1%、行っていない自治体は 61.0%であった。

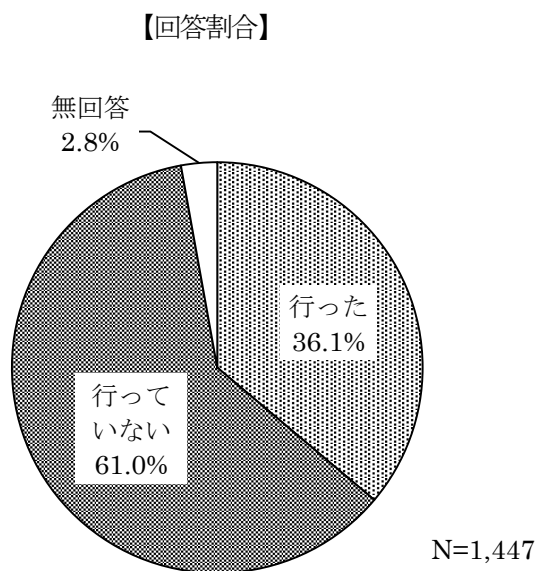


図 10 家庭系可燃ごみの組成調査実施有無

【属性別の傾向】

属性別に家庭系可燃ごみの組成調査を行ったを見ると、市区町村別では、「市・区」(53.3%)、「町」(20.5%)、「村」(13.5%)の順であった。

人口規模別では、人口規模が大きいほど組成調査を行っている割合が高かった。

地域別では、「関東」(49.5%)が最も高く、「四国」(21.6%)が最も低かった。

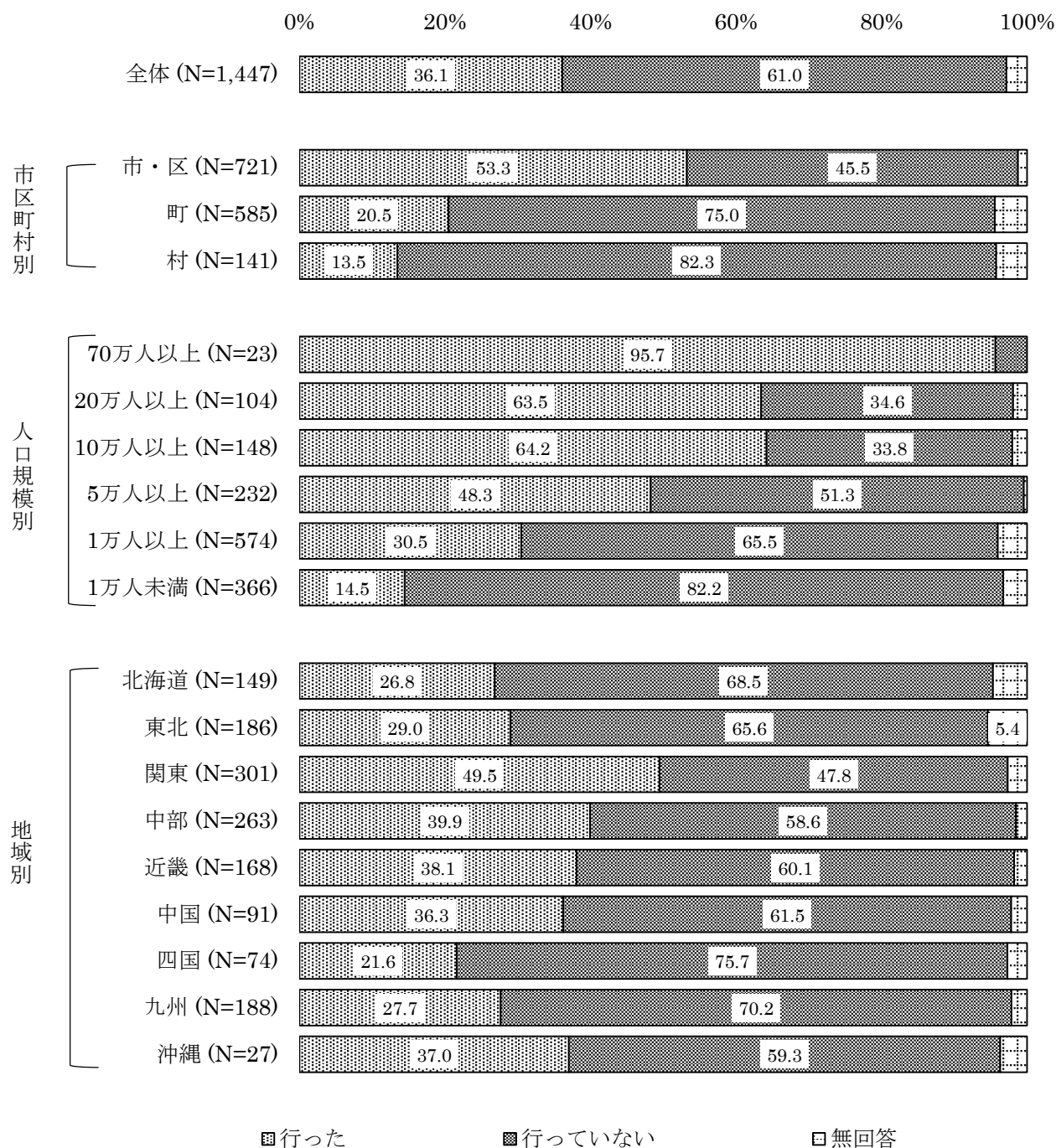


図 11 属性別の家庭系可燃ごみの組成調査実施有無

<家庭系可燃ごみに含まれる紙ごみ・資源化できる紙の割合>

問 14	家庭系可燃ごみの組成調査の結果、可燃ごみに占める「紙ごみ」と「資源化できる紙」の割合はどの程度でしたか。最新の調査データを記入してください(小数点第 1 位を四捨五入してください)。
(注 1)	乾ベース（乾燥させた状態）と湿ベース（採取したままの状態）の両方の組成調査を行っている場合、乾ベースのデータを記入してください。
(注 2)	「紙ごみ」と「資源化できる紙」を分類していない場合は、「紙ごみ」のみの割合で結構です。

家庭系可燃ごみの乾ベースによる組成調査では、可燃ごみに占める紙ごみの平均割合は 43.6%、可燃ごみに占める資源化できる紙の平均割合は 21.8%であった。

湿ベースによる組成調査では、可燃ごみに占める紙ごみの平均割合は 31.7%、可燃ごみに占める資源化できる紙の平均割合は 13.7%であった。

表 7 家庭系可燃ごみに含まれる紙ごみ・資源化できる紙の平均割合 %

項目	紙ごみの割合	資源化できる紙の割合
乾ベース	43.6 (142 件)	21.8 (23 件)
湿ベース	31.7 (258 件)	13.7 (135 件)

<資源化できる紙の減量促進予定の有無>

問 15 今後、家庭系可燃ごみに含まれる資源化できる紙の減量を促進していくご予定ですか。該当する番号を選んでください。

家庭系可燃ごみに含まれる資源化できる紙の減量促進を予定している自治体は74.0%、予定していない自治体は23.9%であった。

世帯割合では予定している自治体は89.3%で、回答割合よりも予定している割合が高くなった。

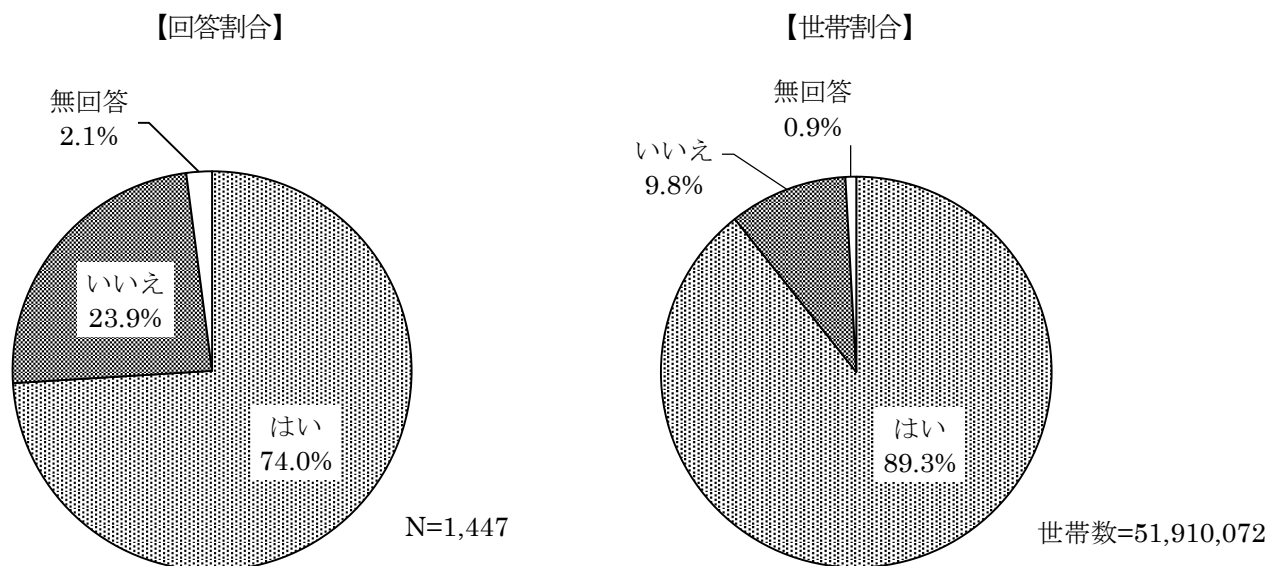


図 12 資源化できる紙の減量促進予定の有無

【属性別の傾向】

属性別に家庭系可燃ごみに含まれる資源化できる紙の減量促進を予定している自治体を見ると、市区町村別では、「市・区」(83.9%)、「町」(65.3%)、「村」(59.6%)の順で高かった。

人口規模別では、規模が大きいほど資源化できる紙の減量促進を予定している割合が高かった。

地域別では、「北海道」(53.0%)が最も低かった。

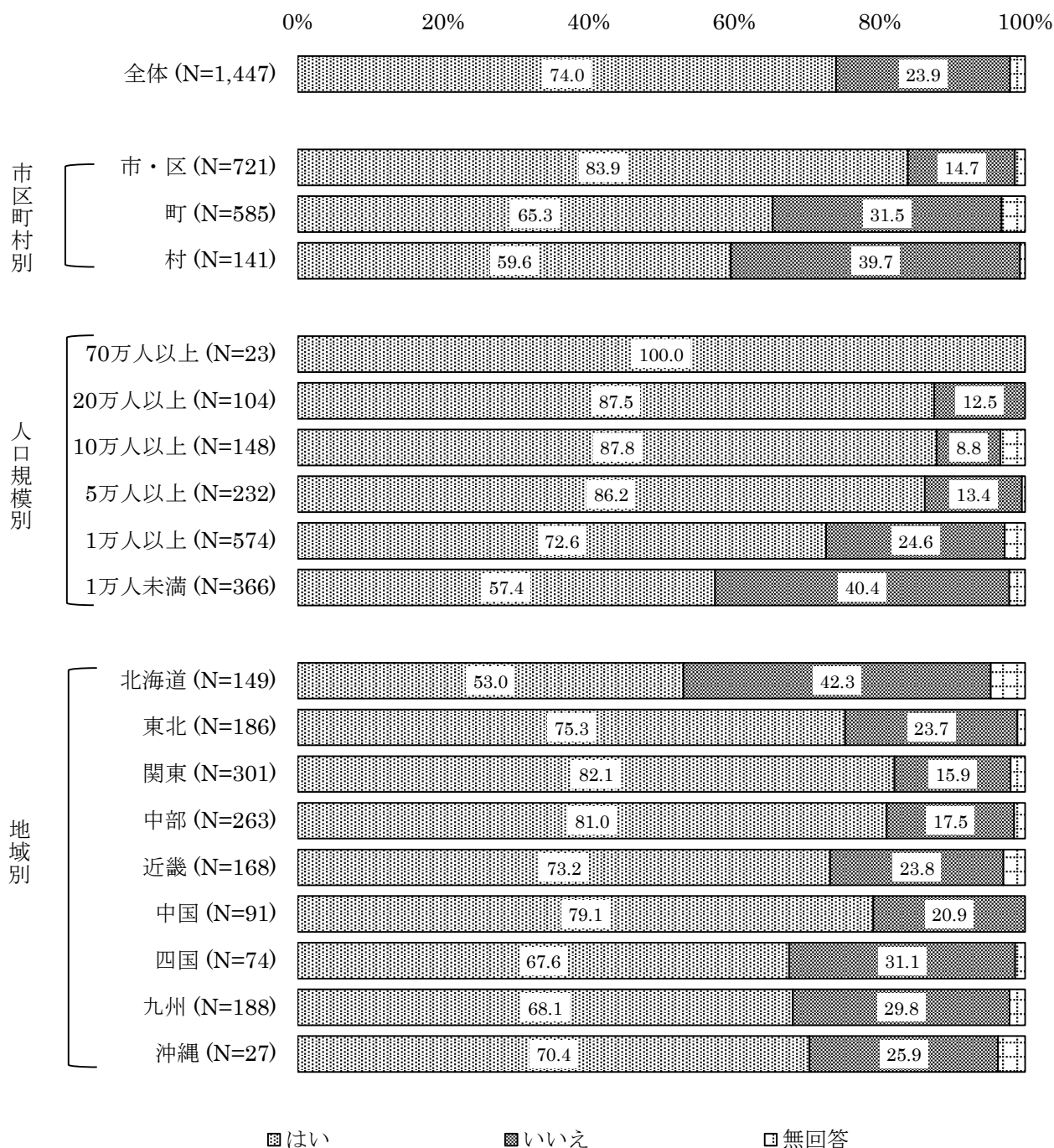


図 13 属性別の資源化できる紙の減量促進予定の有無

＜紙の減量促進を予定している理由＞

問 16 問 15 で「はい」を選択した理由は何ですか。最もあてはまるものを一つ選んでください。

家庭系可燃ごみに含まれる資源化できる紙の減量促進を予定している理由は可燃ごみの焼却費用を削減するためが 56.1%で半数以上を占めた。次いで「その他」(22.0%)、「最終処分場に制約があるため」(12.5%)の順であった。その他の記述内容をみると、「ごみの減量・リサイクル率の向上」(回答件数に対する割合 18.6%)が最も高かった。

一方世帯割合では、「その他」が 34.5%で最も高く、次いで「可燃ごみの焼却費用を削減するため」(30.3%)、「最終処分場に制約があるため」(21.6%)の順であった。

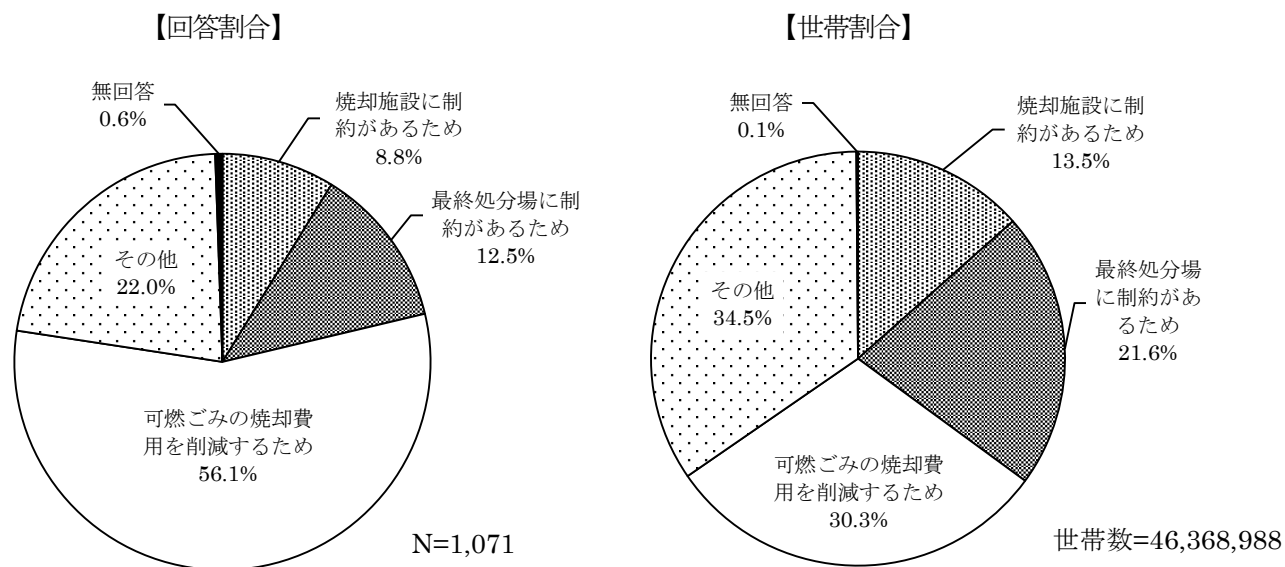


図 14 紙の減量を促進していく理由

【「その他」の主な記述内容】

- ごみの減量・リサイクル率の向上：199 件(回答件数に対する割合 18.6%)

【属性別の傾向】

属性別に「可燃ごみの焼却費用を削減するため」を見ると、人口規模別では、「1万人未満」(68.1%)が最も高く、人口規模が小さくなるほど高かった。

地域別では、「四国」(76.0%)が最も高く、「関東」(43.7%)、「近畿」(48.0%)が他地域に比べ低かった。

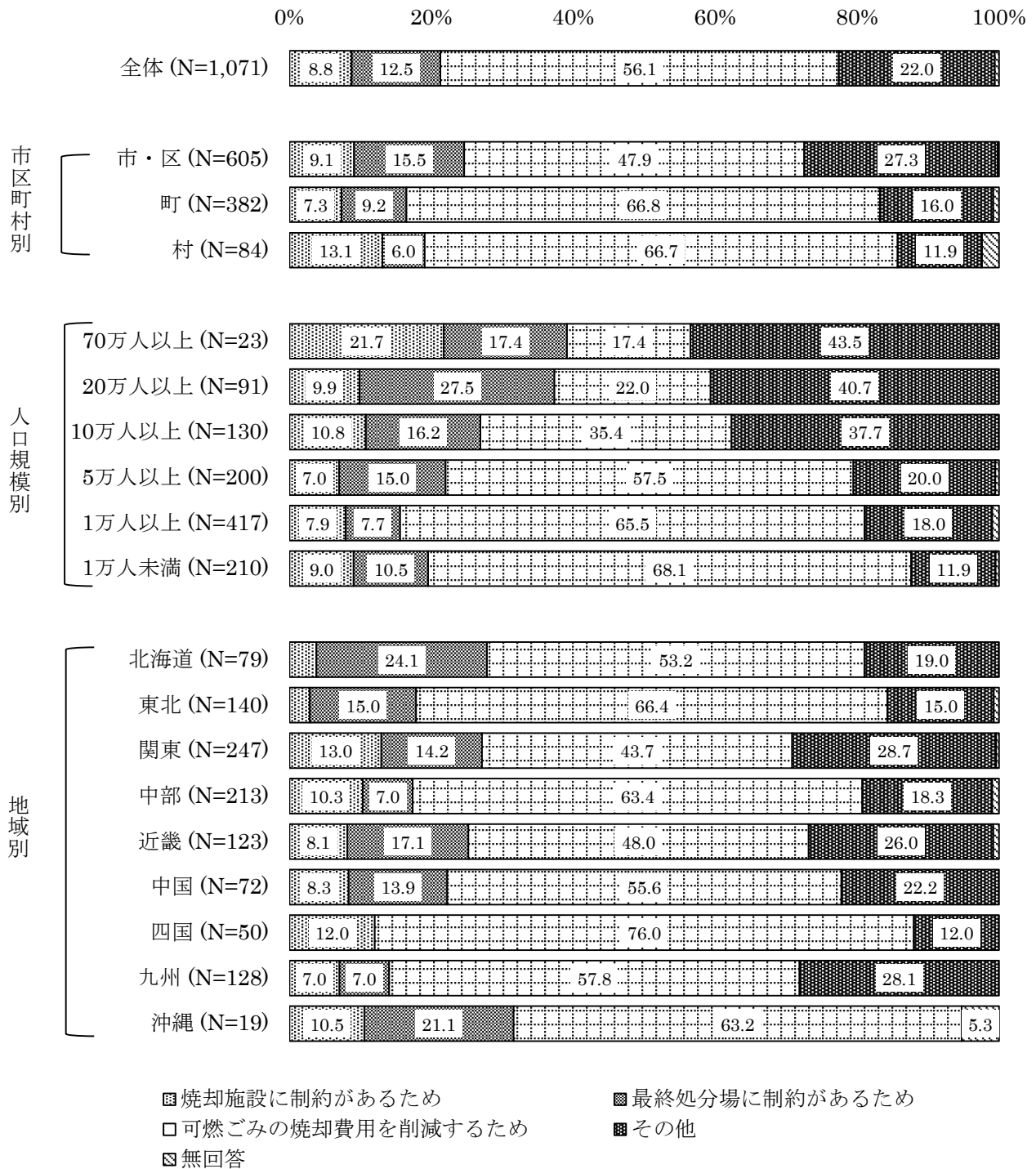


図 15 属性別の紙の減量を促進していく理由

<紙の減量促進を予定していない理由>

問 17 問 15 で「いいえ」を選択した理由は何ですか。最もあてはまるものを一つ選んでください。

家庭系可燃ごみに含まれる資源化できる紙の減量促進を予定していない理由は、可燃ごみの中に資源化できる紙はほとんど混入していないためが 49.7%で最も高く、次いで「古紙回収等を拡大すると焼却処理するよりもコストが増加するため」(19.9%)であった。

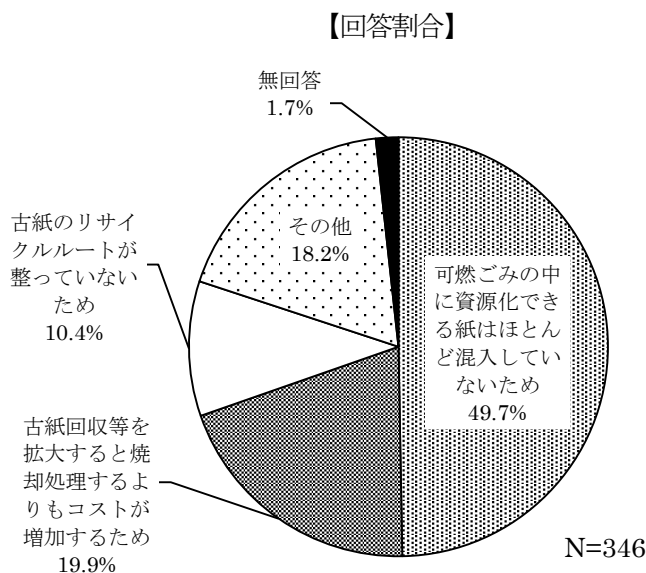


図 16 紙の減量を促進していく予定はない理由

【「その他」の主な記述内容】

- 回収体制が整っていないため：11 件
- 現状に問題がないため：10 件
- 負担の増加やリスクがあるため：7 件
- 現状を把握していないため：5 件
- 焼却処理をしていないため：5 件
- 可燃ごみを利用しているため：5 件

<ご意見・ご要望>

問 18 当センターや古紙業界に対して、ご意見・ご要望等がございましたら、以下の記入欄にお書き下さい。

ご意見・ご要望等で多かった回答は、「古紙分別・回収に関する課題・要望」や「古紙の持ち去りについて」であった。以下に記述内容を4区分に分類し記載する。

【記述内容】

① 古紙分別・回収に関する課題・要望

- 可燃ごみに含まれる資源化できる紙の減量を促進していくためには、資源化できる紙と資源化できない紙との区別が明確である必要があります。しかし、現状では区別がつきにくいいため、より分かりやすい仕組みとするよう、多くの市民の方から要望を頂いています。市民にとっても分かりやすく、リサイクルできる紙が一目でわかるような仕組みとしていただくことを要望します。
- 市民が分かりやすく分別・リサイクルできるよう、「雑がみ」の呼び方や禁忌品の範囲、現場での市民への対応等、回収における統一的なルールを一定程度で構わないので設けてもらいたい。
- 古紙類の回収について、業者によって回収可能品目が異なるため、市民への説明が難しい。よりわかりやすい分別基準を策定してほしい。
- 紙リサイクルの品質維持・向上のため、禁忌品等の抑制、禁忌品マークの導入など分別しやすい体制を構築していただきたい。
- 本町では、地域住民が古紙回収に取り組んでいるが、雑誌の定義が理解されていない様子。古紙に含めるのか、可燃ごみに含めるのか分からず、再生業者も雑誌の取引品目は定めていないが、混ざっても引き取っている様子。今後、紙類を完全にリサイクル化するには、統一した明確なルールが必要である。
- 識別マークの付いた紙製容器包装のうち、製紙原料としては不適切なものがあり、行政としても説明しづらく、住民もわかりにくいいため、識別マークの変更等の検討をお願いしたいと思います。
- 紙のリサイクルマークが防水加工紙などリサイクルに向かない品目にも入っており、住民が分別する際に混乱する要因になっています。
- 集団回収事業の実施団体から、雑誌を引き取ってもらえない業者が多いとの相談をいただくことが有りますので、雑誌の引取回収業者に古紙引取業者の組合としても、積極的に取り組んで頂ければ、雑誌のリサイクルが促進されると思います。
- 再生できる紙、再生できない紙を一般の方へ周知してほしい。
- 雑誌と雑がみの分別に意味がないと主張する古紙業者があり、対応に困っている。古紙を区分ごとに分別する必要性をPRしてほしい。
- 禁忌品(異物)の種類が分かりやすい資料作成。
- 再生可能・不可能のより一層の広報啓発を行って欲しい。
- 紙リサイクルの再生紙への再生技術の革新により、古紙の種類によらず高品質再生紙作成のシステム技術開発をしていただきたい。それにより、古紙分別の簡略化が可能になり回収経費が削減され回収率の上昇が期待される。また自然環境保全にも繋がる。
- プラスチック等が混ざった古紙の分別不要な古紙再生技術の開発を進めて欲しい。
- 新聞、雑誌、段ボール、雑がみと分別しないで資源化できる方法はないか。
- 店頭での古紙の回収ルートを整備して欲しい。

② 古紙の持ち去りについて

- 古紙の引取業者に対しては、許可制にして頂きたい。正規ルートでの適正なりサイクルをお願いしたい。
- 古紙の持ち去りが横行しているため、買取業界側でも持込み者の身元確認や買取拒否などの対応が取れるよう、法整備やガイドライン作りを検討して欲しい。
- 違法回収対策。
- 古紙持ち去り業者に対する対応を業界全体で取り組んでもらいたい。
- 古紙の持ち去りを防止するため、盗難古紙を買い取らないよう業界団体等で仕組み作りを確立して欲しい。

③ 離島などでの古紙回収について

- 昨年度も要望していたように、離島における紙類でも採算ベースが合うような業者があるようであれば、情報提供していただきたい。町民に紙パックなども分別してもらってはいるが、その回収目的に見合う回収業者がいないため、苦慮している。
- 離島のため海上輸送コストがかかる。
- 段ボールの容リ法指定除外について、離島、山間部など、へき地での特例指定を希望いたします。

④ その他

- 酒等のアルミ入り紙パックの改善（牛乳パックと同様容器に改善できないか）。
- 啓発に関するポスター・パンフレット・チラシ・マニュアルなどを提供して欲しい。配布が不可能な場合は、ホームページから PDF ファイルをダウンロードできるようにして欲しい。
- 古紙回収に伴う補助制度の創設。

(3) 事業系古紙に関する調査

①一般廃棄物処理計画

<事業系一般廃棄物の減量化のターゲット>

問 19 貴自治体で作成している「一般廃棄物処理計画」(廃掃法に定められている)では、事業系一般廃棄物についてどの資源物をターゲットに減量化を進めていく予定ですか。該当する番号を一つ選んでください。

事業系一般廃棄物の減量化を進める資源物のターゲットは、「紙ごみ」(32.0%)が最も高かった。また、その他の記述内容をみると、「事業系一般廃棄物全般」(3.9%)、「資源物全般」(2.3%)、「紙ごみを含む複数をターゲットにしている」(1.9%)が紙ごみの減量化が含まれる回答と判断できる。これらを合計すると 40.1%となり、今後、4 割の自治体が事業系の紙ごみの減量化を進めていくことがわかる。

【回答割合】

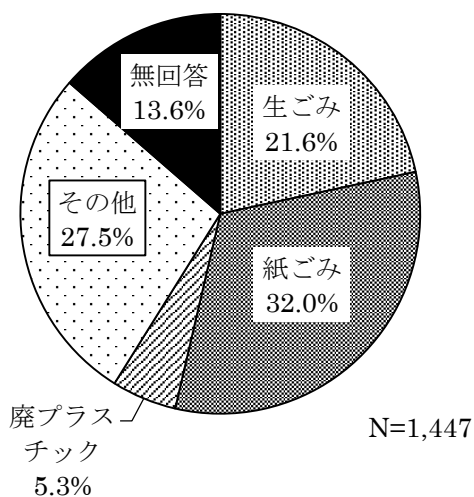


図 17 事業系一般廃棄物の減量化のターゲット

【「その他」の主な記述内容】

- 特定の品目をターゲットにしていない：175 件 (回答件数に対する割合 12.1%)
- 事業系一般廃棄物全般：57 件 (3.9%)
- 資源物全般：33 件 (2.3%)
- 紙ごみを含む複数をターゲットにしている：28 件 (1.9%)
- 可燃ごみ：12 件 (0.8%)

【属性別の傾向】

事業系一般廃棄物の「紙ごみ」を減量化のターゲットにしている自治体を属性別にみると、人口規模別では「20万人以上」(50.0%)が高く、地域別では「東北」(45.2%)が高かった。

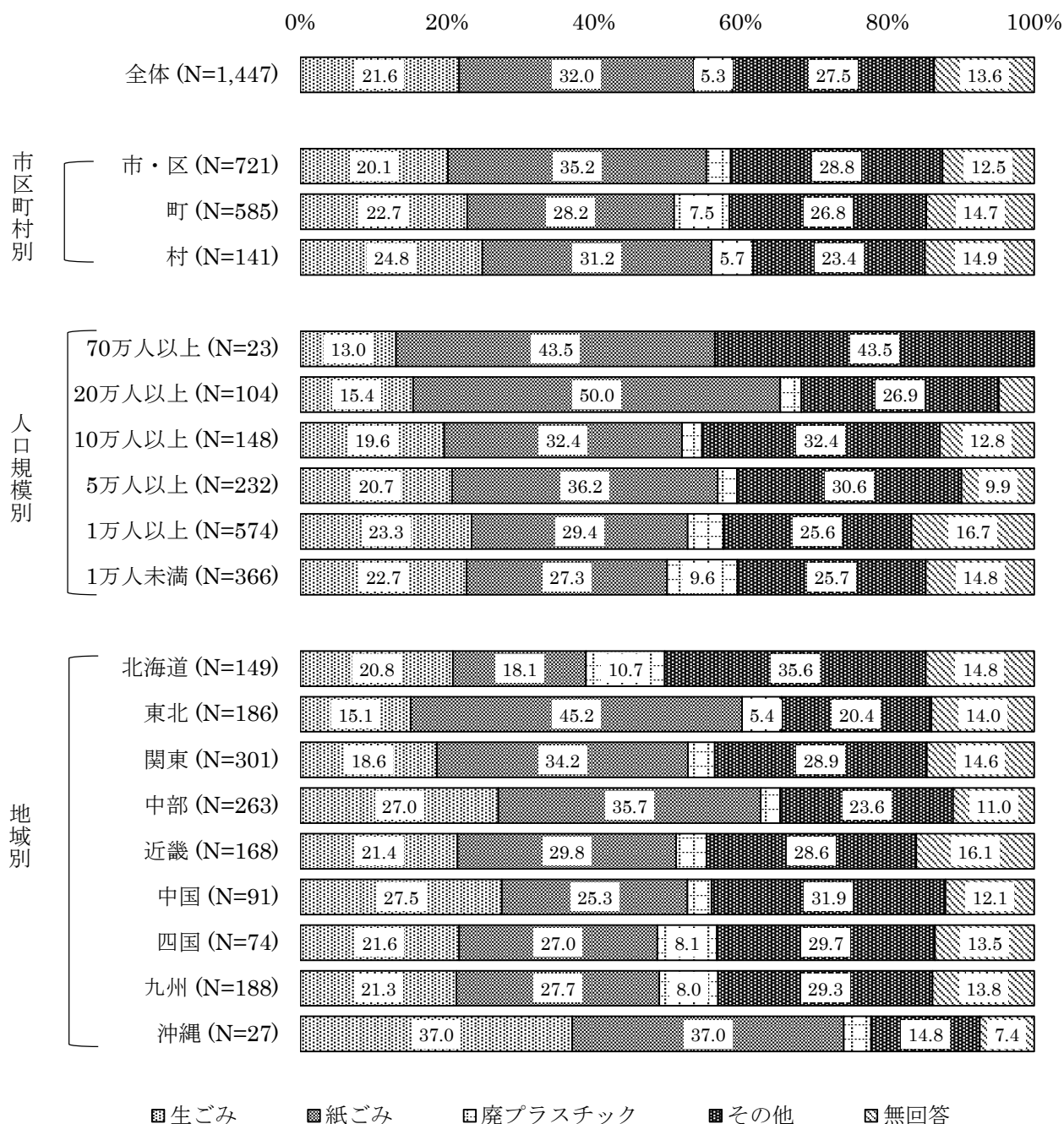


図 18 事業系一般廃棄物の減量化のターゲット

②紙ごみの占める割合

<事業系可燃ごみの量の把握>

問 20 貴自治体または一部事務組合の焼却施設に搬入される事業系可燃ごみの量を把握していますか。
該当する番号を一つ選んでください。

事業系可燃ごみの量を把握している自治体は、64.7%であった。半数以上の自治体で、家庭系と事業系を分けて把握していることがわかる。

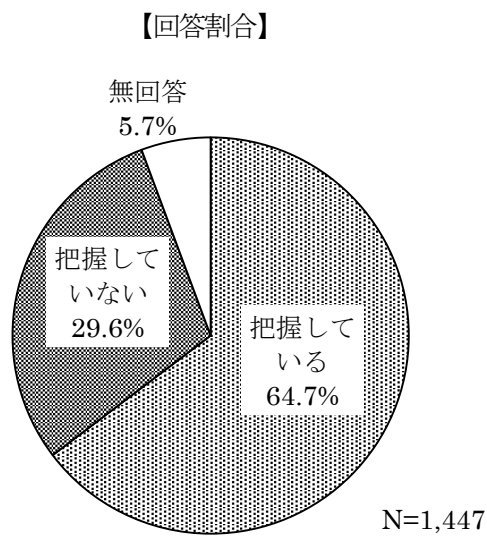


図 19 事業系可燃ごみの量の把握

【属性別の傾向】

事業系可燃ごみの量を「把握している」を属性別にみると、市区町村別では「市・区」(76.7%)が最も高く、「町」(55.7%)、「村」(40.4%)の順に低くなる傾向がある。人口規模別では、「1万人未満」(41.5%)のみ50%を下回り、人口規模が大きくなるほど割合が高くなる傾向にある。

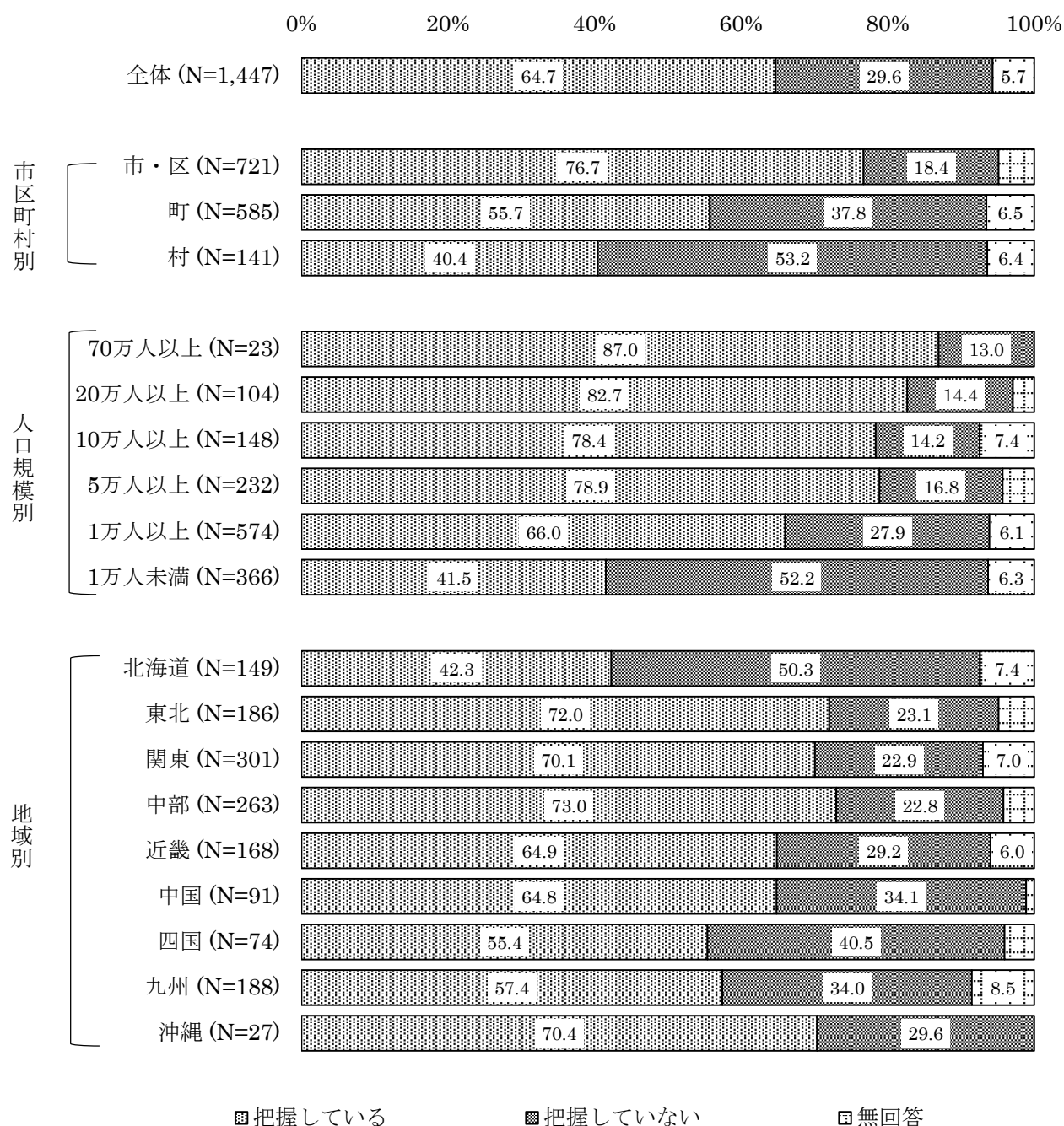


図 20 属性別の事業系可燃ごみの量の把握

<事業系可燃ごみの量と組成調査実施の有無>

問 21 平成 25 年度の事業系可燃ごみの量をご記入ください。

問 22 貴自治体または一部事務組合では、平成 23 年度以降に事業系可燃ごみの組成調査を行いましたか。該当する番号を選んでください。

事業系可燃ごみの量を把握している 936 自治体のうち、事業系可燃ごみの量を記載した 915 自治体の量の合計は 9,029 千トンであった。

また、事業系可燃ごみの量を把握している 936 自治体のうち、平成 23 年度以降に組成調査を行った自治体は 14.1%であった。

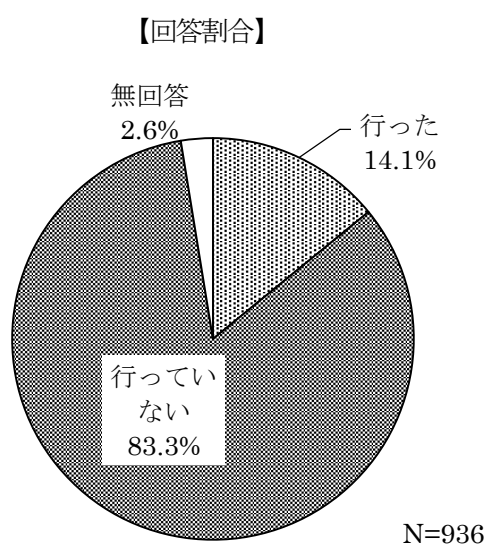


図 21 事業系可燃ごみの組成調査の有無

【属性別の傾向】

組成調査を「行った」を属性別にみると、人口規模別では人口規模が大きくなるほど割合が高くなる傾向にある。地域別では「関東」(20.9%)、「近畿」(20.2%)で若干高い割合であった。

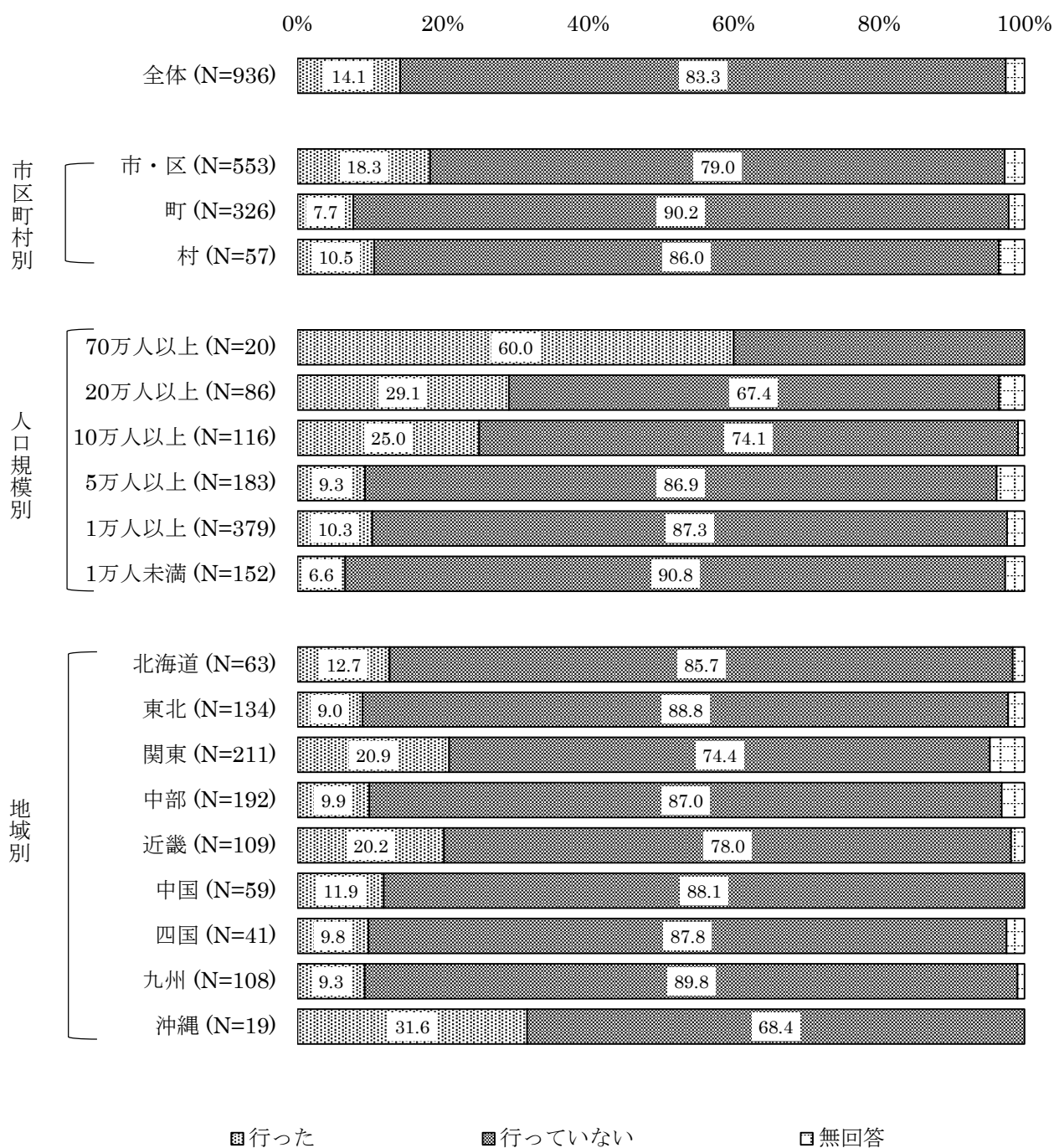


図 22 属性別の事業系可燃ごみの組成調査の有無

<事業系可燃ごみに含まれる紙ごみ・資源化できる紙の割合>

問 23 事業系可燃ごみの組成調査の結果、可燃ごみに占める「紙ごみ」と「資源化できる紙」の割合はどの程度でしたか。最新の調査データをご記入ください。

事業系可燃ごみの回答は、59 件であった。うち、乾ベースの回答は 14 件で資源化できる紙の割合も記入していたのは 5 件であった。また、湿ベースの回答は 45 件で資源化できる紙の割合も記入していたのは 30 件であった。

「表 8 事業系可燃ごみに含まれる紙ごみの割合」は、乾ベース 14 件、湿ベース 45 件の事業系可燃ごみ中の紙ごみの割合の平均であり、「表 9 事業系可燃ごみに含まれる紙ごみ・資源化できる紙の割合」は、資源化できる紙の割合も回答した乾ベース 5 件、湿ベース 30 件の事業系可燃ごみ中の紙ごみの割合と資源化できる紙の割合の平均である。

なお、家庭系と事業系可燃ごみが混在した組成との表記があった回答は件数から除いた。

表 8 事業系可燃ごみに含まれる紙ごみの割合 %

項目	紙ごみの割合
乾ベース (14 件)	41.7
湿ベース (45 件)	32.6

注) 紙ごみの割合を回答した 59 自治体

表 9 事業系可燃ごみに含まれる紙ごみ・資源化できる紙の割合 %

項目	紙ごみの割合	資源化できる紙の割合
乾ベース (5 件)	39.1	22.4
湿ベース (30 件)	32.8	16.9

注) 紙ごみの割合と資源化できる紙の割合の両方を回答した 35 自治体

③事業系古紙の区分

<推奨している区分の設定>

問 24 事業系古紙の分別について、推奨している区分を設けていますか。該当する番号を選んでください。

事業系古紙の分別について推奨している区分を設けている自治体は 22.0%であった。

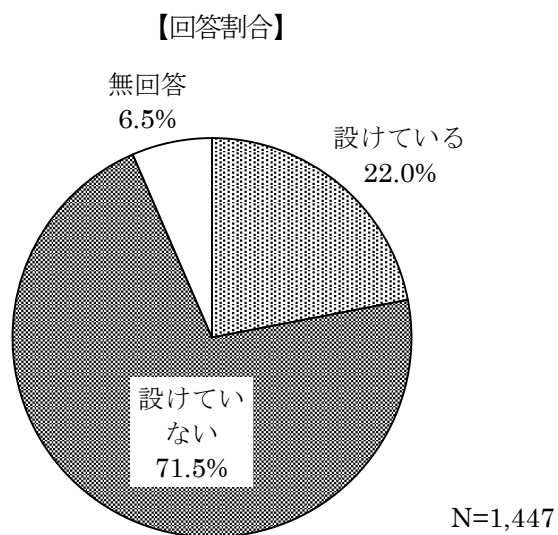


図 23 事業系古紙の推奨している区分の設定

【属性別の傾向】

事業系古紙の分別について推奨している区分を「設けている」を属性別にみると、人口規模が大きくなるほど割合が高くなる傾向がある。また、市区町村別では「市・区」(25.8%)が最も高く、地域別では「中国」(30.8%)、「北海道」(28.2%)が若干高い割合であった。

事業系古紙の推奨している区分を設定している自治体は、人口規模の大きい自治体ほど設定していることがわかる。

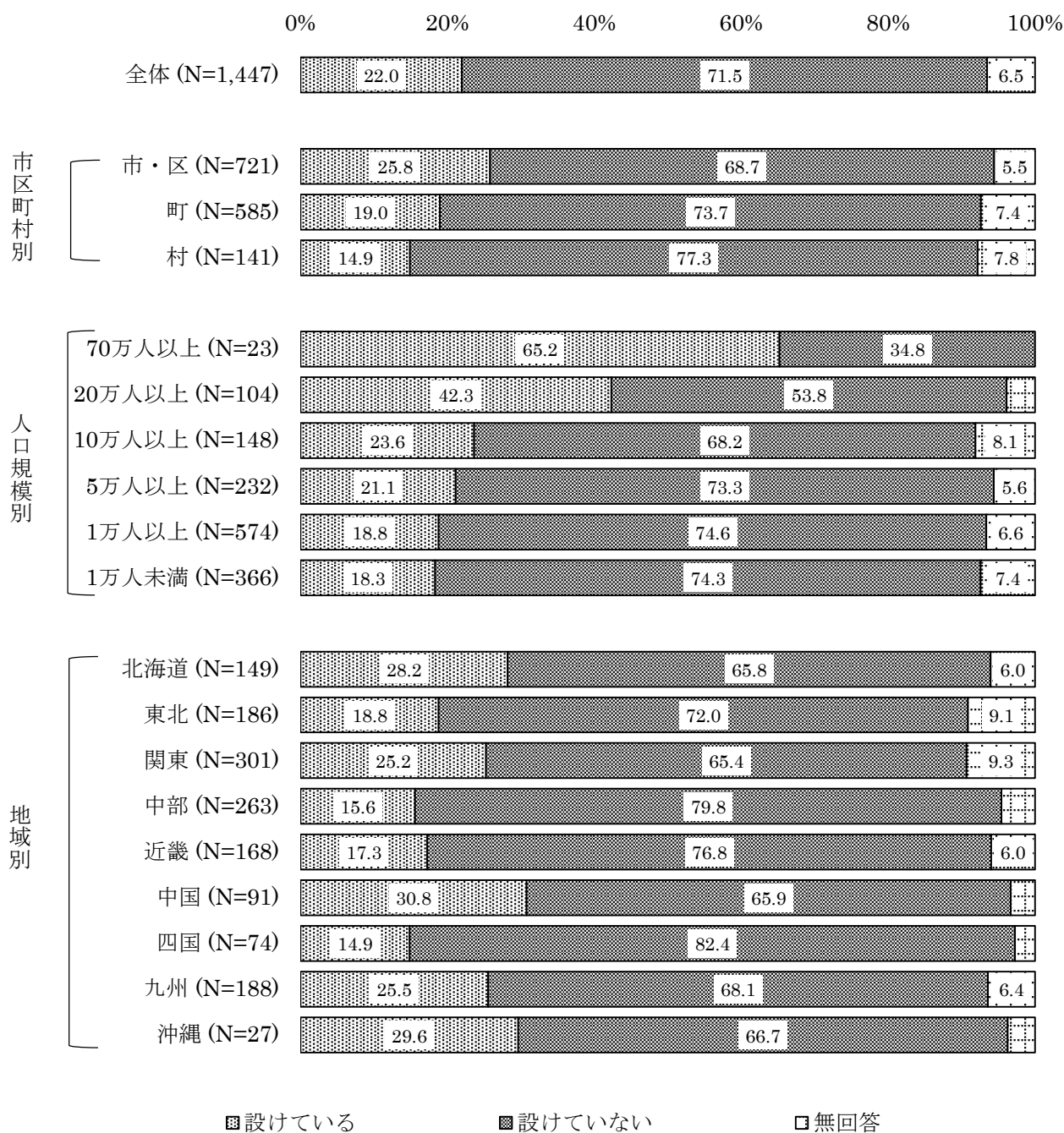


図 24 属性別の事業系古紙の推奨している区分の設定

＜推奨している区分＞

問 25 推奨している区分に、どの区分が含まれますか。該当する番号をすべて選んでください。

事業系古紙の推奨している区分を設定している自治体では、「段ボール」(95.3%)、「新聞」(93.1%)、「雑誌」(90.3%)の区分がほぼ設けられている。これら以外では「紙パック」(60.7%)、「オフィス雑がみ(ミックスペーパー)」(40.9%)、「OA 用紙・コピー用紙」(37.7%)の順に区分を設けている割合が高かった。

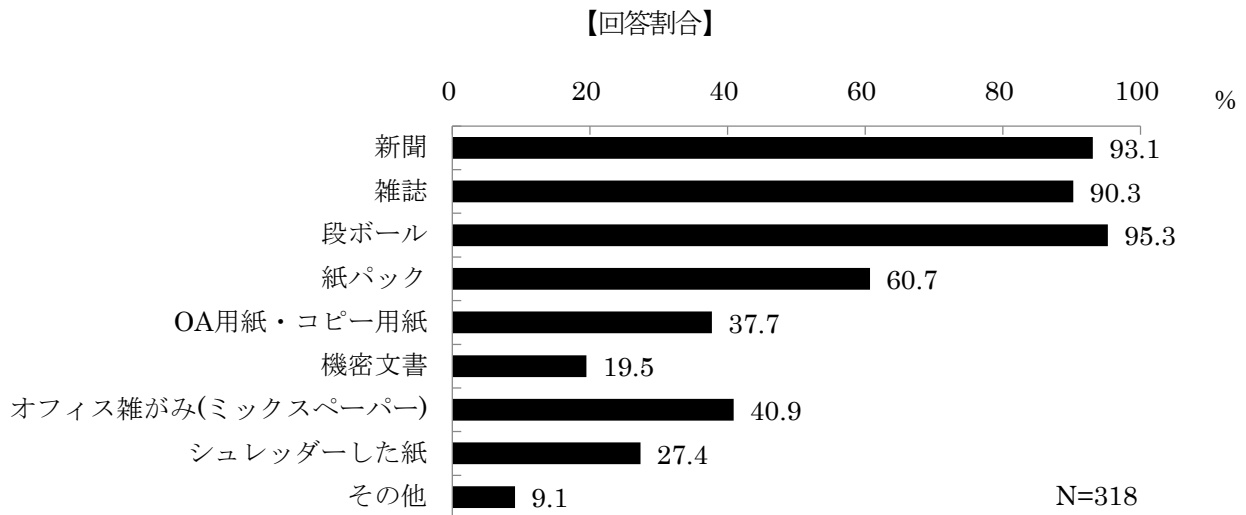


図 25 事業系古紙の推奨している区分

【「その他」の主な記述内容】

- 雑がみ、その他の紙、雑古紙：9 件
- 紙製容器包装：3 件

【属性別の傾向】

N 値が少ないため参考ではあるが、事業系古紙の推奨している区分で属性別にみると、「OA 用紙・コピー用紙」を設けている自治体は、人口規模別では「20 万人以上」(68.2%)が高い割合であった。

「オフィス雑がみ(ミックスペーパー)」を設けている自治体は、人口規模別では「20 万人以上」(56.8%)、「10 万人以上」(60.0%)が高く、地域別では「関東」(52.6%)、「中部」(46.3%) が高い割合であった。

結果として人口規模の大きい自治体ほど、事業系古紙の推奨している区分を細分化していることがわかる。

表 10 属性別の事業系古紙の推奨している区分 %

属性		件数 (N)	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	OA 用紙・ コピー用紙	機密文書	オフィス系雑がみ (ミックスペーパー)	シュレッダーした紙	その他
全体		318	93.1	90.3	95.3	60.7	37.7	19.5	40.9	27.4	9.1
市町村別	市・区	186	94.1	89.8	95.7	58.6	47.3	23.1	47.3	32.8	9.1
	町	111	92.8	91.0	94.6	64.9	25.2	15.3	29.7	19.8	10.8
	村	21	85.7	90.5	95.2	57.1	19.0	9.5	42.9	19.0	0.0
人口規模別	70 万人以上	15	100.0	100.0	100.0	40.0	93.3	46.7	60.0	60.0	13.3
	20 万人以上	44	97.7	90.9	97.7	43.2	68.2	36.4	56.8	36.4	9.1
	10 万人以上	35	91.4	88.6	94.3	65.7	45.7	31.4	60.0	37.1	5.7
	5 万人以上	49	87.8	83.7	93.9	61.2	40.8	14.3	42.9	30.6	10.2
	1 万人以上	108	95.4	92.6	96.3	65.7	23.1	9.3	30.6	16.7	7.4
	1 万人未満	67	89.6	89.6	92.5	65.7	22.4	16.4	31.3	23.9	11.9
地域別	北海道	42	88.1	88.1	85.7	76.2	31.0	7.1	28.6	21.4	19.0
	東北	35	97.1	97.1	100.0	65.7	37.1	20.0	40.0	25.7	8.6
	関東	76	93.4	90.8	92.1	52.6	39.5	13.2	52.6	28.9	6.6
	中部	41	92.7	90.2	97.6	61.0	43.9	31.7	46.3	36.6	2.4
	近畿	29	93.1	89.7	100.0	51.7	41.4	31.0	37.9	20.7	3.4
	中国	28	96.4	92.9	96.4	75.0	25.0	25.0	35.7	32.1	3.6
	四国	11	81.8	81.8	90.9	72.7	45.5	27.3	18.2	18.2	18.2
	九州	48	93.8	85.4	100.0	47.9	41.7	18.8	39.6	31.3	16.7
	沖縄	8	100.0	100.0	100.0	75.0	25.0	12.5	37.5	0.0	0.0

④事業系古紙の回収

<回収業者や許可業者へ排出する以外の回収システム>

問 26 貴自治体の行政区域内で事業系古紙について回収業者や許可業者へ排出する以外にどのような回収システムが整備されていますか。該当する番号をすべて選んでください。

事業系古紙について回収業者や許可業者へ排出する以外では、「とくに何もない」(70.5%)が最も高かった。回収システムを整備している自治体では、「拠点回収(回収ステーション)」(8.6%)が最も高く、「少量排出事業者を対象とした有料の行政回収」(3.5%)、「少量排出事業者を対象とした無料の行政回収」(3.2%)の順であった。

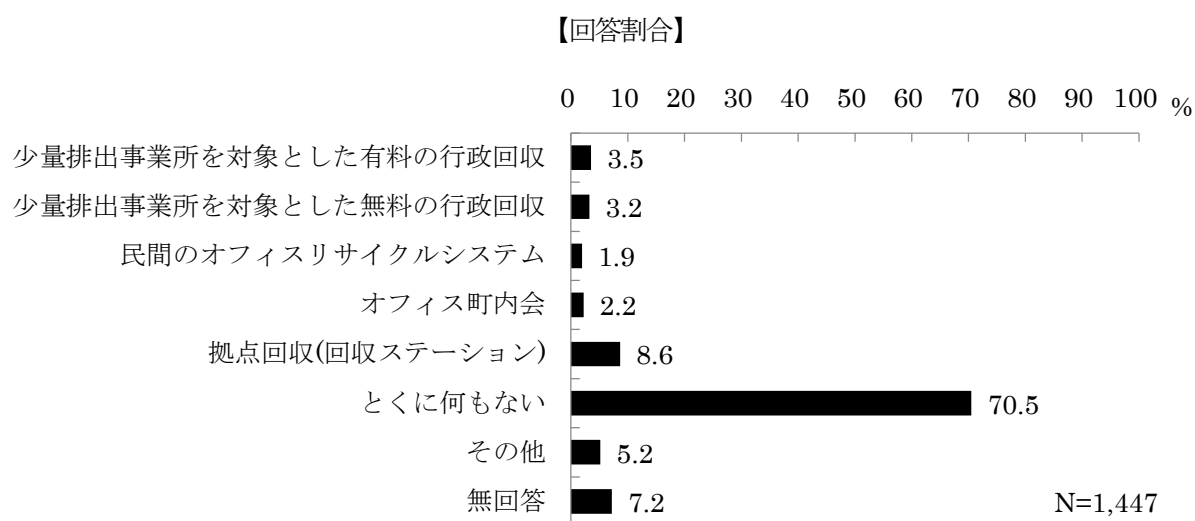


図 26 回収業者や許可業者へ排出する以外の回収システム

【「その他」の主な記述内容】

- 焼却施設への直接搬入：34 件
- 許可業者、古紙問屋などの施設への直接搬入：8 件

＜少量排出事業者の排出条件＞

問 27 少量排出事業所を対象とした行政回収の事業系古紙の排出条件について、該当する番号をすべて選んでください。

少量排出事業所を対象とした行政回収の事業系古紙の排出条件は、「日量の排出量」(48.5%)が最も高く、「事前登録」(36.1%)、「古紙の区分」(35.1%)の順となった。その他では、「従業員数」、「指定ごみ袋の使用」、「有料ごみ処理券の貼付」などの排出条件があった。

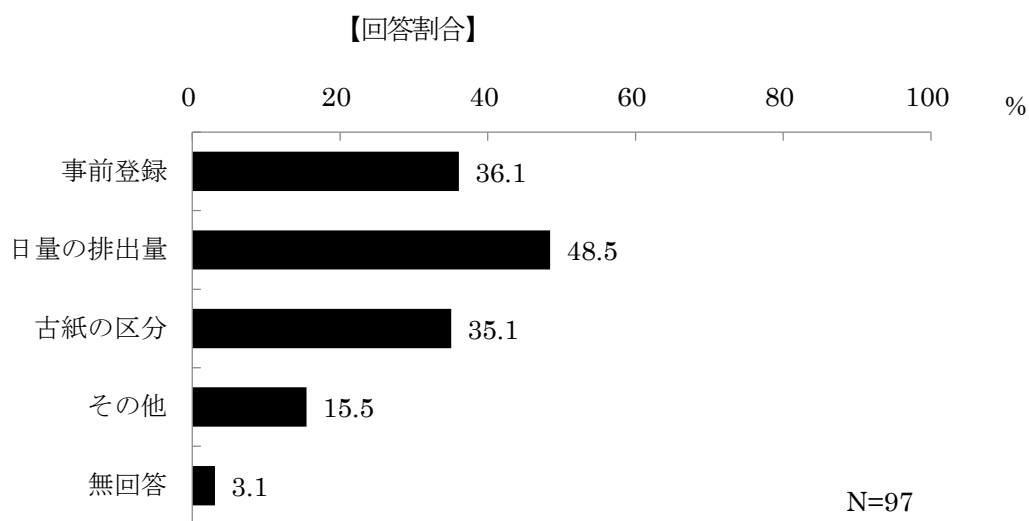


図 27 少量排出事業者の排出条件

【「その他」の主な記述内容】

- 従業員数：2 件
- 指定ごみ袋の使用：2 件
- 有料ごみ処理券の貼付：2 件

＜フリーライダーの発生＞

問 28 貴自治体ではフリーライダー問題(本来負担すべき手数料等を負担せずに排出する事業者)が発生していますか。該当する番号を一つ選んでください。

少量排出事業所を対象とした行政回収を行っている 97 自治体のうち、フリーライダーが発生している自治体は 33.0%であった。

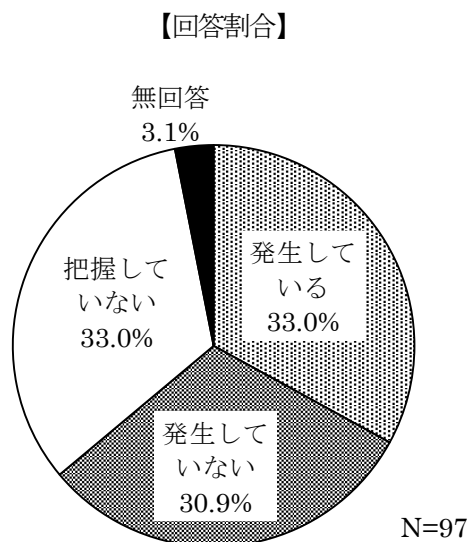


図 28 フリーライダー発生の有無

＜フリーライダーへの対策の有無＞

問 29 フリーライダー対策を講じていますか。該当する番号を一つ選んでください。

フリーライダーが発生している 32 自治体のうち、対策を講じている自治体は 56.3%であった。

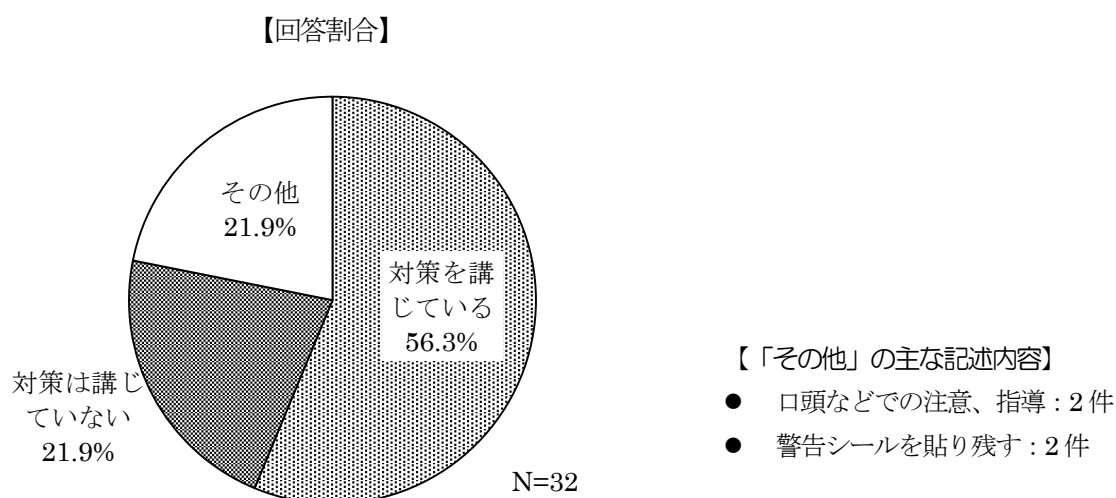


図 29 フリーライダーへの対策の有無

【属性別の傾向】

N 値が少ないため参考ではあるが、少量排出事業所を対象とした行政回収を行っている 97 自治体のうち、フリーライダー問題が「発生している」を属性別にみると、人口規模が大きくなるほど高くなる傾向にある。市区町村別では「市・区」(45.2%)が高く、地域別では「関東地区」(52.2%)が高い割合であった。

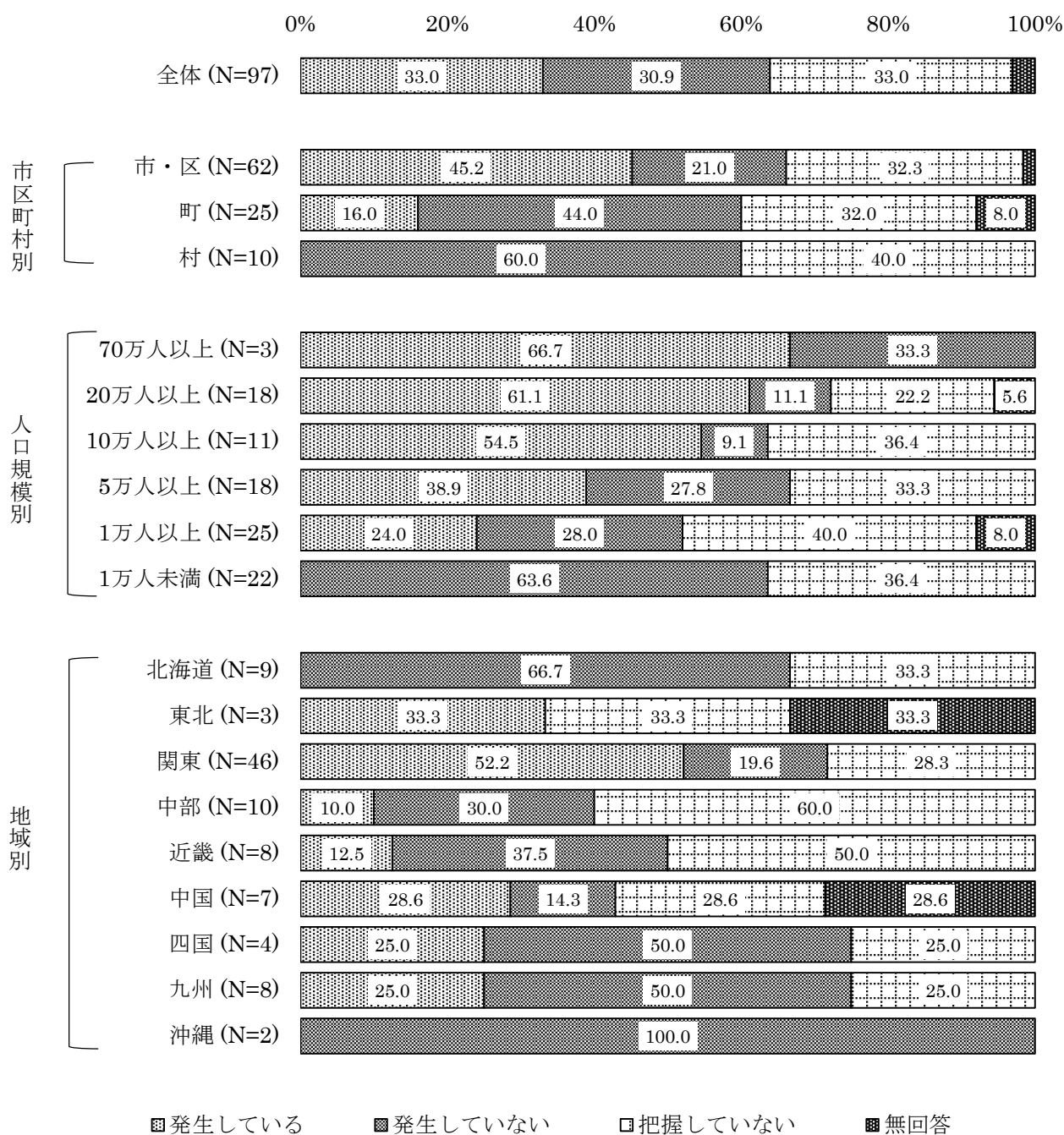


図 30 属性別のフリーライダー発生の有無

⑤焼却施設への搬入規制

＜焼却施設への資源化できる紙の搬入規制＞

問 30 貴自治体では、焼却施設に搬入される事業系可燃ごみの中の資源化できる紙の搬入を規制していますか。
該当する番号をすべて選んでください。

事業系可燃ごみの中の資源化できる紙の搬入規制は「とくに何もしていない」(61.8%)が最も高かった。搬入規制を実施している自治体では、「機密書類は受け入れている」(14.7%)が最も高く、次いで「資源化できる紙はすべて受け入れている」(11.5%)となった。

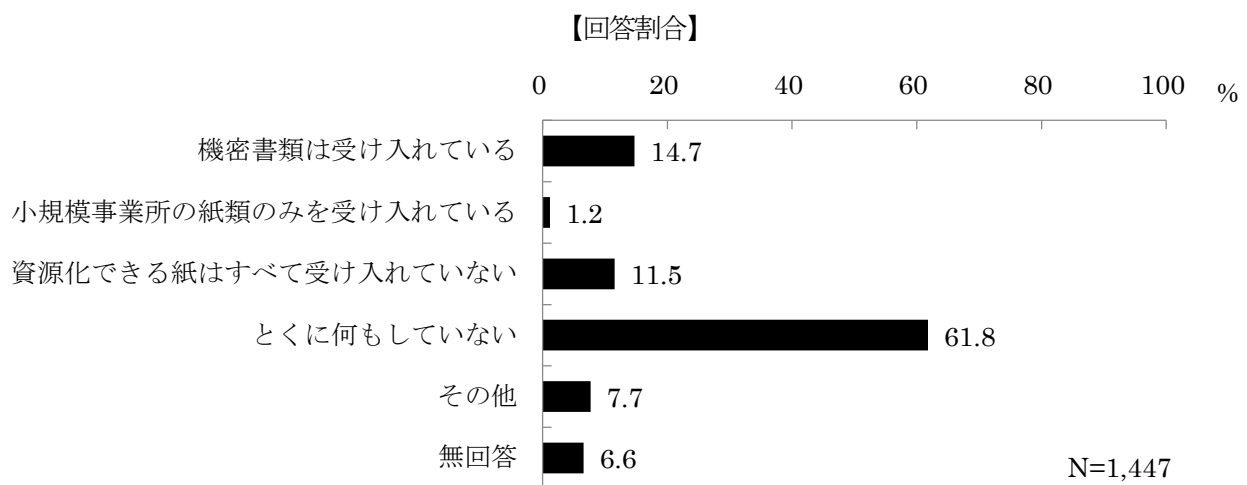


図 31 焼却施設への資源化できる紙の搬入規制

【「その他」の主な記述内容】

- 焼却施設を保有していない：31 件
- 資源物を分別するよう指導している：21 件
- 焼却施設などで分別して受け入れている：11 件
- 広域一部事務組合が行っている：10 件

<機密書類の搬入の規制予定>

問 31 今後、機密書類の搬入を規制する予定がありますか。該当する番号を一つ選んでください。

焼却施設に搬入される事業系可燃ごみの中の資源化できる紙の搬入規制として「機密書類は受け入れている」「小規模事業所の紙類のみを受け入れている」213 自治体のうち、機密書類の搬入を規制する予定がある自治体は 3.3%であった。

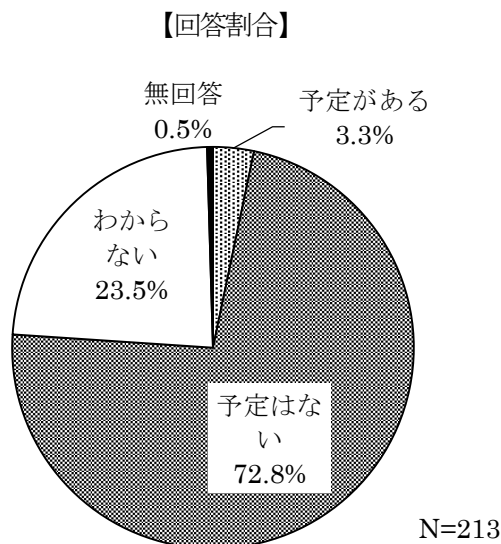


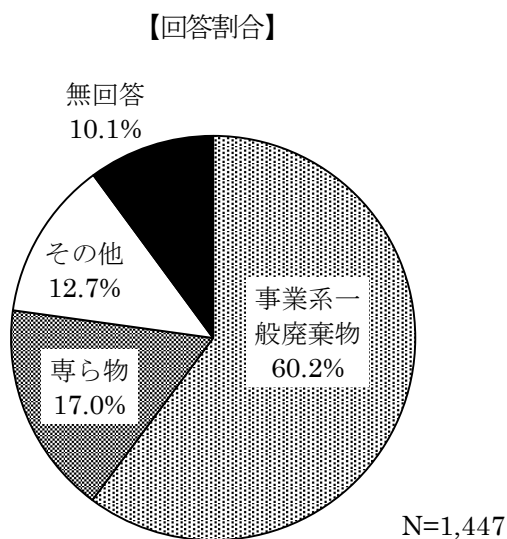
図 32 機密書類の搬入の規制予定

⑥機密書類の処理

<機密書類の取扱い>

問 32 事業者が機密書類をリサイクルするために排出する場合、機密書類の取扱いはどのようになりますか。該当する番号を一つ選んでください。

自治体内の機密書類の取扱いは「事業系一般廃棄物」(60.2%)が最も高く、次いで「専ら物」(17.0%)となった。



【「その他」の主な記述内容】

- 特に決めていない：23 件
- 処理業者、事業者(排出者)の判断：15 件
- 個別事案で判断：14 件
- 資源物：6 件

図 33 機密書類の取扱い

【属性別の傾向】

自治体内の機密書類の取扱いを属性別にみると、「事業系一般廃棄物」と「専ら物」の関係性は、人口規模が大きくなるほど「専ら物」で取扱い、人口規模が小さくなるほど「事業系一般廃棄物」で取扱う傾向にある。

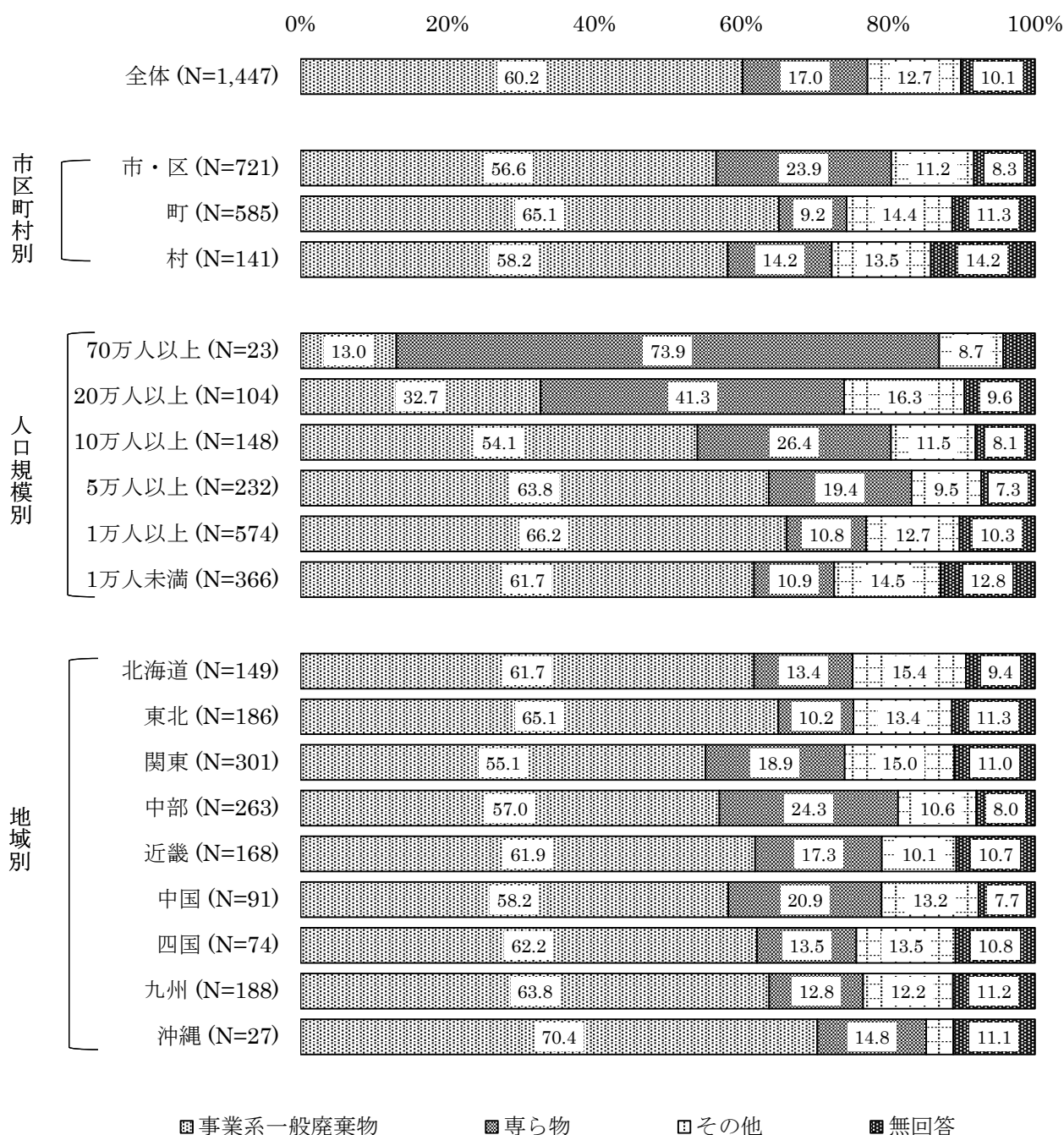


図 34 属性別の機密書類の取扱い

<機密書類の処理方法、処理業者のホームページなどへの掲載>

問 33 貴自治体では、機密書類の処理方法や機密書類を受け入れている業者をホームページなどに掲載していますか。該当する番号をすべて選んでください。

ホームページなどへの情報として「機密書類の処理については何も掲載していない」(84.5%)が最も高かった。掲載している自治体では、「機密書類を受け入れている業者を掲載している」(4.5%)が最も高く、次いで「機密文書の処理方法を掲載している」(2.1%)となった。

現状では、ほとんどの自治体でホームページなどへ機密文書の処理や業者を掲載していないことがわかる。

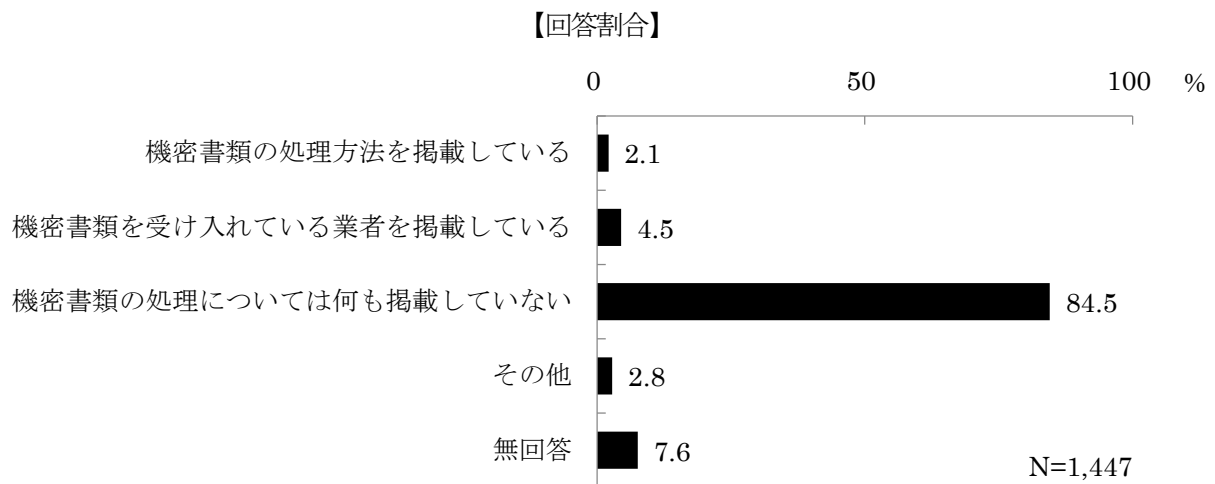


図 35 機密書類の処理方法、処理業者のホームページなどへの掲載

【「その他」の主な記述内容】

- 問合せで対応している : 14 件
- 焼却施設等で紹介している : 5 件
- 専門の処理業者があることのみ掲載している : 3 件

【属性別の傾向】

機密書類の処理方法や機密書類を受け入れている業者をホームページなどに掲載している自治体を属性別にみると、「機密書類の処理方法を掲載している」と「機密書類を受け入れている業者を掲載している」とも人口規模が大きくなるほど割合が高くなる傾向にある。

表 11 属性別の機密書類の処理方法、処理業者のホームページなどへの掲載

属性		件数(N)	機密書類の処理方法を掲載している	機密書類を受け入れている業者を掲載している	機密書類の処理については何も掲載していない	その他	無回答
全体		1,447	2.1	4.5	84.5	2.8	7.6
市区町村別	市・区	721	4.3	7.6	80.0	3.7	6.9
	町	585	0.0	1.5	88.2	2.4	8.5
	村	141	0.0	0.7	92.2	0.0	7.1
人口規模別	70 万人以上	23	34.8	43.5	34.8	21.7	0.0
	20 万人以上	104	10.6	20.2	64.4	3.8	4.8
	10 万人以上	148	4.7	8.8	77.7	4.1	8.1
	5 万人以上	232	0.9	3.0	85.8	3.0	7.3
	1 万人以上	574	0.5	1.7	88.3	2.4	7.8
	1 万人未満	366	0.0	1.1	89.3	1.4	8.5
地域別	北海道	149	2.7	4.7	83.9	2.0	8.1
	東北	186	0.5	2.7	88.2	1.6	7.0
	関東	301	1.0	4.7	83.1	3.0	9.0
	中部	263	1.5	4.6	84.0	4.2	7.2
	近畿	168	4.8	5.4	82.7	4.2	6.5
	中国	91	3.3	4.4	85.7	2.2	6.6
	四国	74	4.1	4.1	86.5	0.0	6.8
	九州	188	2.7	5.3	83.0	3.2	9.0
	沖縄	27	0.0	3.7	96.3	0.0	0.0

⑦啓発資料

＜啓発資料の作成＞

問 34 事業系古紙の回収・リサイクルについて、マニュアル、パンフレット(冊子)、チラシなど啓発資料(ホームページを含む)を作成していますか。該当する番号を選んでください。

事業系古紙の回収・リサイクルの啓発資料を作成している自治体は19.0%であった。

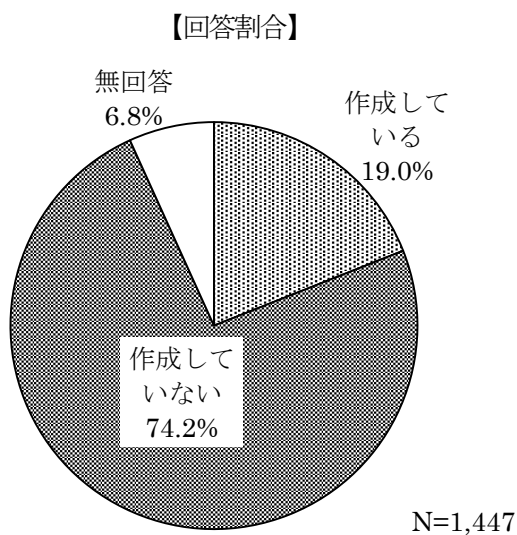


図 36 啓発資料の作成

【属性別の傾向】

事業系古紙の回収・リサイクルの啓発資料を「作成している」を属性別にみると、人口規模が大きくなるほど割合が高くなる傾向にある。また、地域別では「関東地区」(29.9%)が高い割合であった。

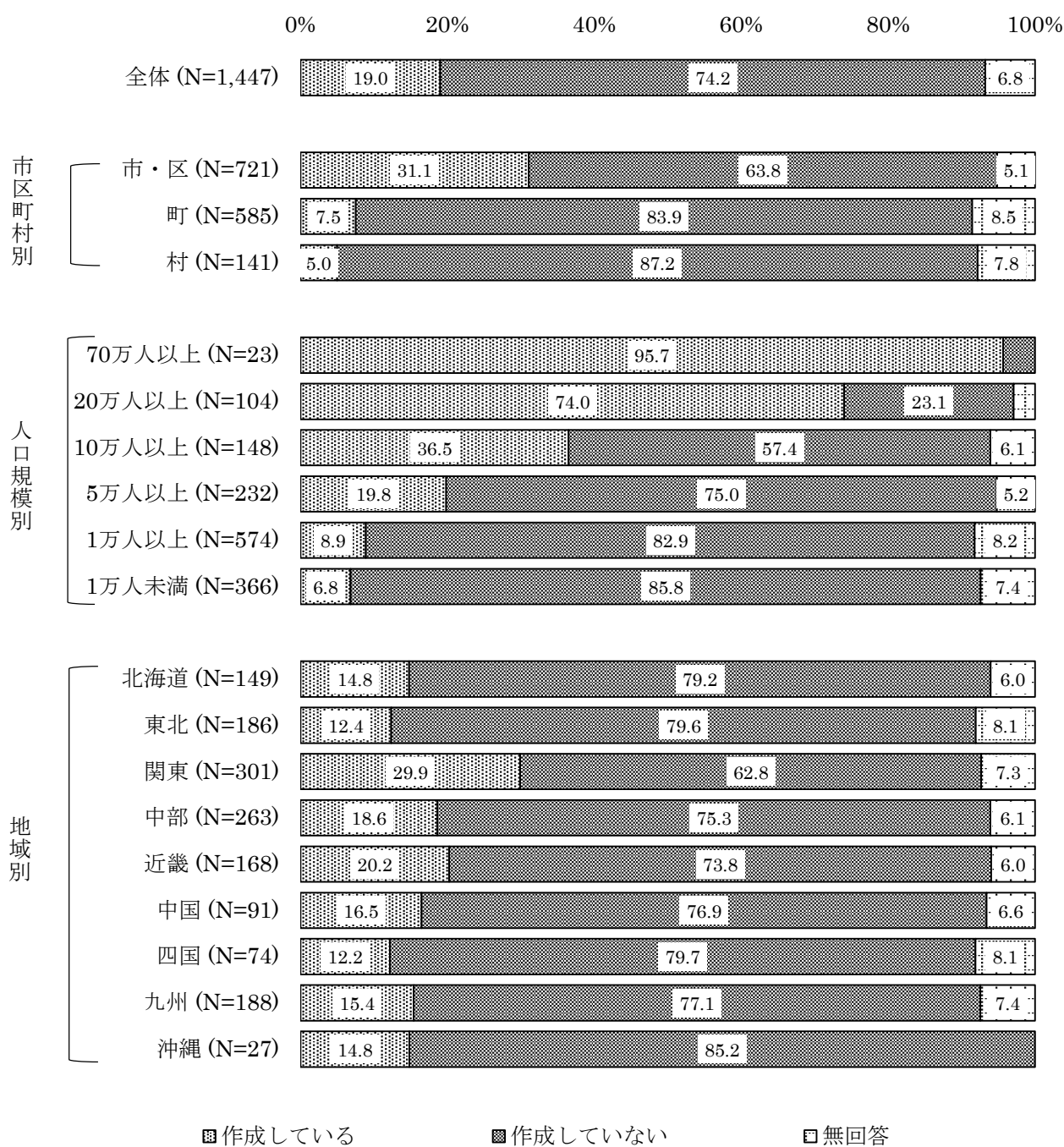


図 37 属性別の啓発資料の作成

<啓発資料の対象範囲の対称>

問 35 啓発資料は、どの範囲を対象とした内容ですか。該当する番号を一つ選んでください。

事業系古紙の回収・リサイクルの啓発資料を作成している 275 自治体のうち、「事業系一般廃棄物全般を対象としている」(70.2%)が最も高く、「事業系の資源化物を対象としている」(10.2%)、「事業系古紙のみを対象としている」(9.1%)の順となった。

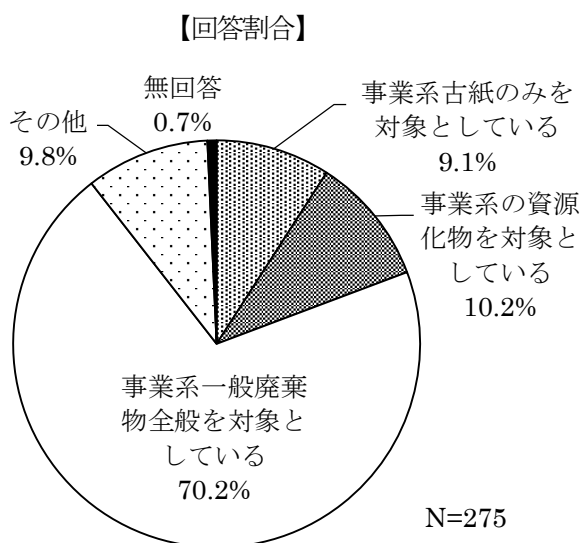


図 38 啓発資料の対象範囲

【「その他」の主な記述内容】

- 事業系廃棄物全般：13 件
- 家庭系及び事業系：7 件

<啓発資料の内容>

問 36 啓発資料には事業系古紙について、どのような情報が含まれていますか。該当する番号をすべて選んでください。

事業系古紙の回収・リサイクルの啓発資料を作成している 275 自治体のうち、啓発資料の内容は「古紙の分別区分」(72.4%)が最も高く、「業者情報」(44.4%)、「排出ルート」(36.4%)「禁忌品(異物)の種類」(35.6%)、「機密書類」(24.4%)の順となった。

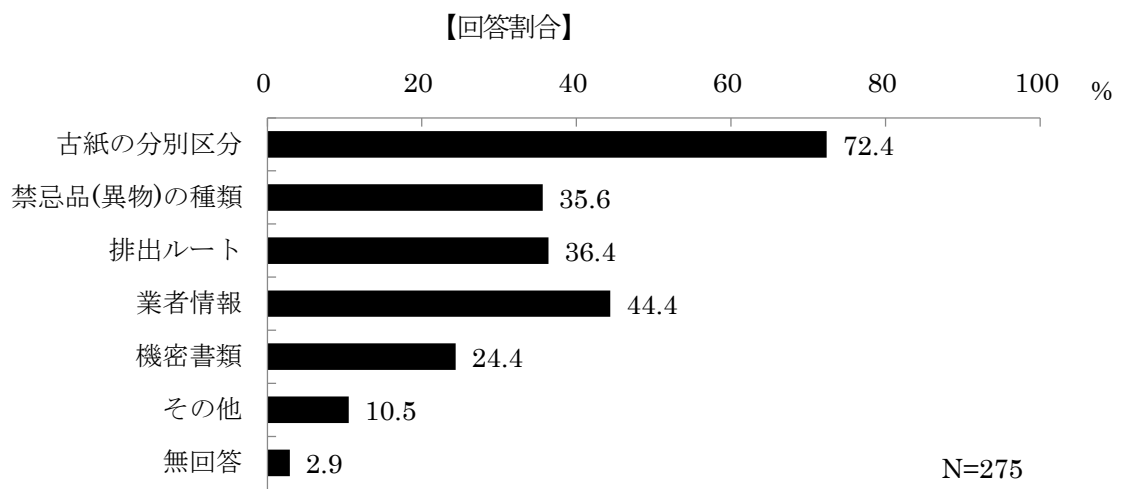


図 39 啓発資料の内容

【「その他」の主な記述内容】

- 資源化に関する情報：8 件
- 事業系古紙リサイクルシステムの情報：4 件
- 資源化に関する規制、法令などの情報：3 件
- 料金や助成金に関する情報：3 件

<事業系についての自由意見>

問 37 当センターや古紙業界に対して、ご意見・ご要望等がございましたら、以下に記入してください。

【記述内容】

- ごみの減量化に事業系廃棄物における紙の規制は効果があるとは認識している。市としては一般廃棄物の処理責任から、再資源化（溶解）事業者が地域内にない中で、受け入れを拒む事は難しいと考える。機密書類は溶解によるリサイクルが好ましいが、費用・距離的にインセンティブが働かず、安易に古紙回収に出せない面がある。
- 事業系古紙に関しては、リサイクルを進めるために、可燃ゴミとしては受け入れをしない方向で指導している。リサイクル不可の紙類（禁忌品）についてのみ、可燃ゴミとして受け入れている。
- 事業系紙ごみについて、事業者のリサイクル意識は低く、コストを負担してまで対策を調べるのは難しいと考えられる。産業振興への影響を考えると、事業者のリサイクルにかかるコスト増が無いという条件でなければ搬入規制は難しい。
- 行政回収される古紙類の持ち去り被害が多いため警察等の協力を得ながらパトロールを実施しているが、後を絶たない状況である。
- 他自治体の事業系古紙の取り扱いについての現状を取りまとめの際に細かく公表して欲しい。行政回収（有料・無料）を行っているのかどうか等。事業系可燃ごみの減量につながる一方で、市の歳入増も期待できるため、今後検討していきたい。
- 事業系古紙について、有効な回収システム等あれば教えていただきたい。
- 古紙の受入業者一覧を作成してもらいたい。
- 事業者の機密書類を「専ら物」とする理由をご教授願いたい。

(4) 設問間の傾向

①事業系古紙の推奨している区分の有無と啓発資料の内容

事業系古紙推奨区分を設けている自治体では、「古紙の分別区分」「禁忌品(異物)の種類」の情報を掲載している傾向にある。

表 12 事業系古紙推奨区分の有無の設定と啓発資料に含まれる事業系古紙の情報

属性		問 36 啓発資料に含まれる事業系古紙の情報（複数回答）							
		合計	古紙の分別区分	禁忌品(異物)の種類	排出ルート	業者情報	機密書類	その他	無回答
問 34 事業系古紙推奨区分の有無	全体	275	199	98	100	122	67	29	8
		100.0	72.4	35.6	36.4	44.4	24.4	10.5	2.9
	設けている	141	123	62	51	59	35	16	2
		100.0	87.2	44.0	36.2	41.8	24.8	11.3	1.4
	設けていない	132	74	36	49	62	31	13	6
		100.0	56.1	27.3	37.1	47.0	23.5	9.8	4.5
	無回答	2	2	0	0	1	1	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0

②啓発資料の範囲の対象と内容

啓発資料の範囲の対象を事業系一般廃棄物全般としている自治体では、「業者情報」「機密書類」の情報も掲載している傾向にある。

表 13 啓発資料の範囲の対象と啓発資料に含まれる事業系古紙の情報

属性		問 36 啓発資料に含まれる事業系古紙の情報（複数回答）							
		件数(N)	古紙の分別区分	禁忌品(異物)の種類	排出ルート	業者情報	機密書類	その他	無回答
問 35 啓発資料の範囲の対象	全体	275	199	98	100	122	67	29	8
		100.0	72.4	35.6	36.4	44.4	24.4	10.5	2.9
	事業系古紙のみを対象としている	25	20	14	11	11	6	5	0
		100.0	80.0	56.0	44.0	44.0	24.0	20.0	0.0
	事業系の資源化物を対象としている	28	20	7	5	7	3	2	3
		100.0	71.4	25.0	17.9	25.0	10.7	7.1	10.7
	事業系一般廃棄物全般を対象としている	193	141	68	74	91	53	17	2
		100.0	73.1	35.2	38.3	47.2	27.5	8.8	1.0
	その他	27	18	8	9	12	5	5	3
		100.0	66.7	29.6	33.3	44.4	18.5	18.5	11.1
	無回答	2	0	1	1	1	0	0	0
		100.0	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

③焼却施設への搬入規制と機密書類の処理方法、処理業者のホームページなどへの掲載

焼却施設で資源化できる紙はすべて受け入れていない自治体では、ホームページなどへ「機密書類の処理方法」「機密書類を受け入れている業者」を掲載している傾向がある。

表 14 焼却施設への搬入規制と機密書類の処理方法、処理業者のホームページなどへの掲載

属性		問 33 機密書類の処理方法、処理業者のホームページなどへの掲載（複数回答）					
		件数 (N)	機密書類の 処理方法を 掲載してい る	機密書類を 受け入れて いる業者を 掲載してい る	機密書類の 処理につい ては何も掲 載していな い	その他	無回答
問 33 焼却施設への搬入規制	全体	1,447	31	65	1,223	41	110
		100.0	2.1	4.5	84.5	2.8	7.6
	機密書類は受け入れている	213	5	10	190	6	4
		100.0	2.3	4.7	89.2	2.8	1.9
	小規模事業所の紙類のみを受け入れている	17	0	1	15	1	0
		100.0	0.0	5.9	88.2	5.9	0.0
	資源化できる紙はすべて受け入れていない	167	15	33	115	15	3
		100.0	9.0	19.8	68.9	9.0	1.8
	とくに何もしていない	894	12	20	838	14	19
		100.0	1.3	2.2	93.7	1.6	2.1
	その他	111	1	4	90	8	8
		100.0	0.9	3.6	81.1	7.2	7.2
	無回答	95	0	0	19	0	76
		100.0	0.0	0.0	20.0	0.0	80.0

2 資 料 編

平成26年度 地方自治体紙リサイクル施策調査 調査票

平成26年7月

公益財団法人 古紙再生促進センター

- 1 調査の目的 地方自治体の紙リサイクル施策に関する状況を継続的に把握することを目的にしています。また、今年度は特に事業系古紙に対する自治体の関与の度合いを把握することを目的にしています。
- 2 調査の内容 (1) 古紙回収方法・回収品目・回収量に関する調査 (P3～P5)
(2) 家庭系古紙に関する調査 (P6～P7)
①行政回収古紙の引き渡しについて
②家庭系可燃ごみに含まれる資源化できる紙について
(3) 事業系古紙に関する調査 (P8～P12)
① 一般廃棄物処理計画 ② 紙ごみの占める割合
③ 事業系古紙の区分 ④ 事業系古紙の回収
⑤ 焼却施設への搬入規制 ⑥ 機密書類の処理
⑦ 啓発資料
- 3 調査の対象 東京23区及び市町村合計1,741自治体の家庭系・事業系一般廃棄物(古紙)担当部署
- 4 回答の基準月 平成26年4月現在の状況でご回答ください。
- 5 回答の返送方法 ご回答の方法は以下の2通りがございます。
(集計作業の都合上、可能な限り①の方法でお願い申し上げます)
① URL(<http://www.prpc.or.jp/menu03/cont08.html>)より回答用紙をダウンロードして、回答した用紙を gyomu@prpc.or.jp まで返送する。可能な場合、エクセルデータにてお送り願います。ダウンロード方法の詳細は、2ページ目を参照してください。
② 郵送した回答用紙(又は調査票)に記入し、同封の返信用封筒(切手不要)にて返送する。
- 6 お問い合わせ 公益財団法人 古紙再生促進センター 担当：濱野、吉田
電話：03-3537-6822 e-mail: gyomu@prpc.or.jp
- 7 提出期限 平成26年8月1日(金)までに返送願います
- 8 一部事務組合などが古紙回収(資源回収)を実施している自治体の方へ
一部事務組合などが古紙回収(資源回収)を実施しているため状況を把握されていない場合は、一部事務組合等にご確認いただき、出来る限りご回答いただくようお願い申し上げます。

9 報告書のご送付

ご協力頂いた自治体様へ本調査結果をまとめた報告書をご送付いたしますので、お送り先をご記入ください。

自治体名		郵便番号	〒
ご住所			
部署名		ご回答者名	
TEL		メールアドレス	

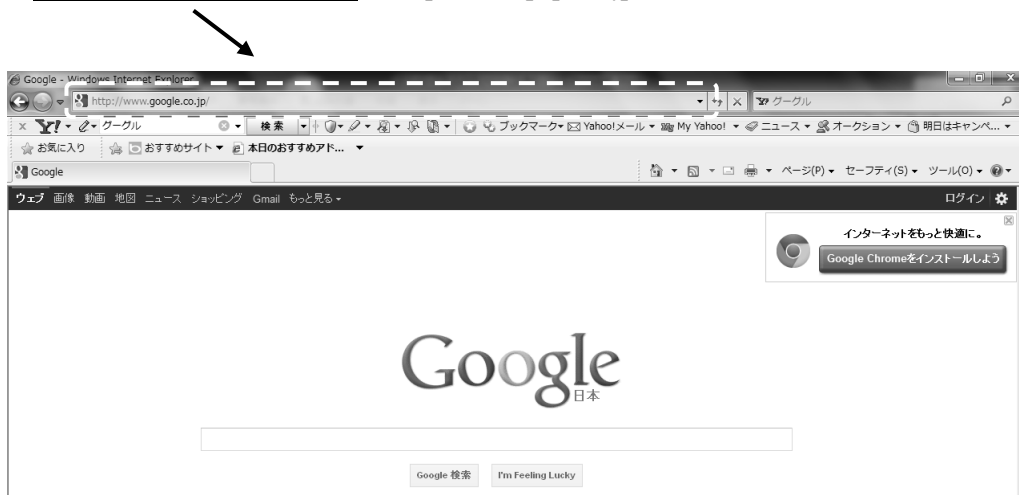
*メールアドレスは、所属している課のアドレスをご記入ください。
課のアドレスをお持ちでない場合は、個人のアドレスをご記入ください。

電子メールにて回答を返送される方はご参照ください

調査票及び回答用紙のダウンロードの方法

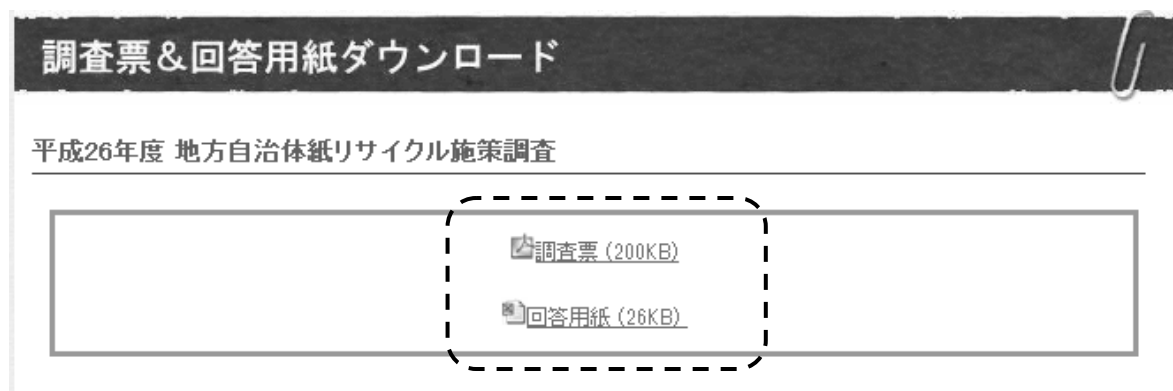
1 アドレスの入力

アドレスの入力欄(点線部分)に <http://www.prpc.or.jp/menu03/cont08.html> と入力して、Enter キーを押します。



2 「調査票」と「回答用紙」をダウンロード

下図の画面が表示されます。「調査票」および「回答用紙」をクリックし、保存場所を指定して電子ファイルをダウンロードすることができます。



3 回答用紙の送付

ご回答いただいた回答用紙は、gyomu@prpc.or.jp までご返送ください。

また、調査票、回答用紙データのメールによる入手をご希望の場合は、上記メールアドレス宛に、「調査票希望」と明記の上ご連絡ください。折り返し、メールにて送付いたします。

(1) 古紙回収方法・回収品目・回収量に関する調査

問1 貴自治体では、古紙を資源物として「行政回収」や「集団回収」、「拠点回収・中間処理施設で選別」などにより回収していますか。該当する番号を選んでください。

(注1) 行政回収：各家庭から集積所などに排出された古紙を行政のコスト負担（直営または委託）で回収する方法。

(注2) 集団回収：地域の団体（自治会、PTA など）が回収し、直接古紙業者等と契約して引き渡す自主的な資源回収方法。

(注3) 拠点回収・中間処理施設で選別：

公共施設やリサイクルセンター等に回収ボックスを常設し、住民が排出した古紙を回収する方法。また、廃棄物として排出されたものの中からリサイクル可能な紙類を中間処理施設等で選別して回収する方法。

1 回収している → 問2へ

2 回収していない → 問13へ

問2 平成25年度に回収された古紙の種類ごとの回収量を把握していますか。該当する番号を選んでください。

1 種類ごとの回収量を把握している
(一部の種類は混合した回収量のみ把握している場合も含む) } → 問3へ

2 回収量合計のみ把握し、種類ごとには把握していない → 問8へ

問3 雑誌を回収していますか。該当する番号を選んでください。

(注1) 問3～問6において、行政回収と集団回収を併用し回答に違いがある場合は、行政回収についてお答えください。

(注2) 雑誌は、マガジン類(週刊、月刊等)、グラビア本、書籍、冊子などの製本、綴じられたもの。

1 回収している → 問4へ

2 回収していない → 問6へ

問4 雑誌はどの区分に排出するようにしていますか。該当する番号を一つを選んでください。

(注1) 雑がみは、その他紙、雑紙、ミックスペーパーなどの呼び方が使われていることもあります。

1 「雑誌」区分 → 問5へ

2 「雑誌・雑がみ」区分

3 「雑がみ」区分

4 その他(具体的に：

) } → 問7へ

問5 「雑誌」区分の中に、雑がみも排出してよいルールですか。該当する番号を選んでください。

(注1) 雑がみは、新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の紙。具体的には、投込みチラシ、パンフレット、紙袋、紙箱、コピー紙、包装紙など。

1 はい

2 いいえ

問6 「雑がみ」区分を設けていますか。該当する番号を選んでください。

(注1) 雑がみは、その他紙、雑紙、ミックスペーパーなどの呼び方が使われていることもあります。

1 設けている

2 設けていない

問 7 平成 25 年度に回収された古紙の回収量を種類と回収方法ごとに記入ください。回収量はトン単位で記入し、小数点第 1 位を四捨五入してください。

(注 1) 貴自治体に関与しているすべての回収方法により集められた古紙が対象です。

(注 2) 行政回収：各家庭から集積所などに排出された古紙を行政のコスト負担（直営または委託）で回収する方法。

(注 3) 集団回収：地域の団体（自治会、PTA など）が回収し、直接古紙業者等と契約して引き渡す自主的な資源回収方法。

(注 4) 拠点回収・中間処理施設で選別：

公共施設やリサイクルセンター等に回収ボックスを常設し、住民が排出した古紙を回収する方法。また、廃棄物として排出されたものの中からリサイクル可能な紙類を中間処理施設等で選別して回収する方法。

(注 5) 「雑誌・雑がみ」の区分で回収している場合や「雑誌」と「雑がみ」の重量が別々にでない場合は、種類の(3)「雑誌」の欄に回収量をご記入ください。

(注 6) 種類の(6)「紙製容器包装」は、容器包装リサイクル法に基づいた指定法人ルートでリサイクルされているケースがあります。行政回収により紙製容器包装を回収している場合、リサイクルルートは 1.「指定法人ルートである」、2.「指定法人ルートではない」のどちらかの番号を選択し、回収量をご記入ください。

種類	回収方法	回収量（トン）	回収方法	回収量（トン）
(1) 新聞	①行政回収	トン	②集団回収	トン
	③拠点回収 中間処理施設で選別	トン	④その他 ()	トン
(2) 段ボール	①行政回収	トン	②集団回収	トン
	③拠点回収 中間処理施設で選別	トン	④その他 ()	トン
(3) 雑誌	①行政回収	トン	②集団回収	トン
	③拠点回収 中間処理施設で選別	トン	④その他 ()	トン
(4) 雑がみ	①行政回収	トン	②集団回収	トン
	③拠点回収 中間処理施設で選別	トン	④その他 ()	トン
(5) 紙パック (牛乳パック等)	①行政回収	トン	②集団回収	トン
	③拠点回収 中間処理施設で選別	トン	④その他 ()	トン
(6) 紙製容器包装 1.「指定法人ルート である」 2.「指定法人ルート ではない」	①行政回収	トン	②集団回収	トン
	③拠点回収 中間処理施設で選別	トン	④その他 ()	トン
(7) その他 ()	①行政回収	トン	②集団回収	トン
	③拠点回収 中間処理施設で選別	トン	④その他 ()	トン

行政回収を行っている自治体 → 問 9 へ

行政回収を行っていない自治体 → 問 13 へ

問 8 平成 25 年度に回収された古紙の種類を回収方法ごとにすべて選んでください。また、回収された古紙の回収量合計を回収方法ごとにご記入ください。回収量はトン単位で記入し、小数点第 1 位を四捨五入してください。

(注 1) 古紙の種類 6「紙製容器包装」は容器包装リサイクル法に基づいた指定法人ルートでリサイクルされている場合があります。行政回収により紙製容器包装を回収している場合、リサイクルルートは 1.「指定法人ルートである」、2.「指定法人ルートではない」のどちらかの番号を選択してください。

回収方法	種類	回収量合計 (トン)
①行政回収	1 新聞 2 段ボール 3 雑誌 4 雑がみ	トン
紙製容器包装 1. 指定法人ルートである 2. 指定法人ルートではない	5 紙パック(牛乳パック等) 6 紙製容器包装 7 その他 ()	
②集団回収	1 新聞 2 段ボール 3 雑誌 4 雑がみ 5 紙パック(牛乳パック等) 6 紙製容器包装 7 その他 ()	トン
③拠点回収 中間処理施設で選別	1 新聞 2 段ボール 3 雑誌 4 雑がみ 5 紙パック(牛乳パック等) 6 紙製容器包装 7 その他 ()	トン
④その他 ()	1 新聞 2 段ボール 3 雑誌 4 雑がみ 5 紙パック(牛乳パック等) 6 紙製容器包装 7 その他 ()	トン

行政回収を行っている自治体 → 問 9 へ

行政回収を行っていない自治体 → 問 13 へ

(2) 家庭系古紙に関する調査

① 行政回収古紙の引き渡しについて

問 9 行政回収された古紙の引き渡し先をどのように選定していますか。該当する番号を一つ選んでください。

(注 1) 複数の方法により選定している場合は、売却量の多い方法を選んでください。

- 1 競争入札により選定している
- 2 特命随意契約により指定した個別業者を選定している
- 3 特命随意契約により指定した業者団体を選定している
- 4 随意契約(見積合わせ)により指定した個別業者、または業者団体を選定している
- 5 その他(具体的に:)

問 10 問 9 で回答した選定方法を行っている理由は何ですか。該当する番号をすべて選んでください。

- 1 安定的に売却できる
- 2 公平性、透明性が高い
- 3 高値での販売が可能
- 4 地元業者の育成が可能
- 5 規程等により行う必要がある
- 6 その他(具体的に:)

問 11 問 9 で回答した選定方法により決定した古紙業者等への古紙の引き渡しの状態はどのようになっていますか。該当する番号を一つ選んでください。

- 1 回収したままの状態、業者等に引き渡している。
- 2 自治体の施設で選別のみを行い、業者等に引き渡している。
- 3 自治体の施設で選別加工(梱包)までを行い、業者等に引き渡している。
- 4 その他(具体的に:)

問 12 古紙の売却価格を決定するにあたり、参考になっているものはありますか。該当する番号をすべて選んでください。

- 1 日本経済新聞掲載の古紙価格
- 2 古紙や資源物に関する専門紙・業界新聞等掲載の古紙価格
- 3 古紙再生促進センターホームページ掲載の古紙価格
- 4 その他(具体的に:)

② 家庭系可燃ごみに含まれる資源化できる紙について

問 13 貴自治体または一部事務組合では、平成 23 年度以降に家庭系可燃ごみの組成調査を行いましたか。該当する番号を選んでください。

- 1 行った → 問 14 へ
- 2 行っていない → 問 15 へ

問 14 家庭系可燃ごみの組成調査の結果、可燃ごみに占める「紙ごみ」と「資源化できる紙」の割合はどの程度でしたか。最新の調査データを記入してください(小数点第1位を四捨五入してください)。

(注1) 乾ベース（乾燥させた状態）と湿ベース（採取したままの状態）の両方の組成調査を行っている場合、乾ベースのデータを記入してください。

(注2) 「紙ごみ」と「資源化できる紙」を分類していない場合は、「紙ごみ」のみの割合で結構です。

紙ごみ	%	資源化できる紙	%
-----	---	---------	---

*回答した組成調査データの調査方法について、該当する番号を選んでください。また、調査年・月を記入してください。

調査方法 : 1 乾ベース(乾燥させた状態) ・ 2 湿ベース(採取したままの状態)

調査年・月 : 平成 年 月

問 15 今後、家庭系可燃ごみに含まれる資源化できる紙の減量を促進していくご予定ですか。該当する番号を選んでください。

1 はい → 問 16へ

2いいえ → 問17へ

問 16 問 15 で「はい」を選択した理由は何ですか。最もあてはまるものを一つ選んでください。

- 1 焼却施設に制約があるため
- 2 最終処分場に制約があるため
- 3 可燃ごみの焼却費用を削減するため
- 4 その他（具体的に：

) } → 問18へ

問 17 問 15 で「いいえ」を選択した理由は何ですか。最もあてはまるものを一つ選んでください。

- 1 可燃ごみの中に資源化できる紙はほとんど混入していないため
- 2 古紙回収等を拡大すると焼却処理するよりもコストが増加するため
- 3 古紙のリサイクルルートが整っていないため
- 4 その他（具体的に：

)

問18 当センターや古紙業界に対して、ご意見・ご要望等がございましたら、以下に記入してください。

--

次ページからは事業系古紙に関する調査になります。

(3) 事業系古紙に関する調査

家庭系古紙に関する調査とご回答者が異なる場合は、ご回答者名など以下4点をご記入いただき、設問への回答をお願い致します。同一の場合は、記入は不要です。

部署名		ご回答者名	
TEL		メールアドレス	

① 一般廃棄物処理計画

問19 貴自治体で作成している「一般廃棄物処理計画」(廃掃法に定められている)では、事業系一般廃棄物についてどの資源物をターゲットに減量化を進めていく予定ですか。該当する番号を一つ選んでください。

- | | |
|-----------|---------------|
| 1 生ごみ | 2 紙ゴミ |
| 3 廃プラスチック | 4 その他(具体的に：) |

② 紙ごみの占める割合

問20 貴自治体または一部事務組合の焼却施設に搬入される事業系可燃ごみの量を把握していますか。該当する番号を選んでください。

- | | |
|-----------|--------|
| 1 把握している | → 問21へ |
| 2 把握していない | → 問24へ |

問21 平成25年度の事業系可燃ごみの量をご記入ください。

トン

問22 貴自治体または一部事務組合では、平成23年度以降に事業系可燃ごみの組成調査を行いましたか。該当する番号を選んでください。

- | | |
|----------|--------|
| 1 行った | → 問23へ |
| 2 行っていない | → 問24へ |

問 23 事業系可燃ごみの組成調査の結果、可燃ごみに占める「紙ごみ」と「資源化できる紙」の割合はどの程度でしたか。最新の調査データをご記入ください(小数点第 1 位を四捨五入してください)。

(注 1) 乾ベース(乾燥させた状態)と湿ベース(採取したままの状態)の両方の組成調査を行っている場合、乾ベースのデータを記入してください。

(注 2) 「紙ごみ」と「資源化できる紙」を分類していない場合は、「紙ごみ」のみの割合で結構です。

紙ごみ	%	資源化できる紙	%
-----	---	---------	---

回答した組成調査データの調査対象について、該当する番号を選んでください。また、調査年・月を記入してください。

調査対象 : 1 乾ベース(乾燥させた状態) ・ 2 湿ベース(採取したままの状態)

調査年・月 : 平成 年 月

③ 事業系古紙の区分

問 24 事業系古紙の分別について、推奨している区分を設けていますか。該当する番号を選んでください。

- | | |
|----------|----------|
| 1 設けている | → 問 25 へ |
| 2 設けていない | → 問 26 へ |

問 25 推奨している区分に、どの区分が含まれますか。該当する番号をすべて選んでください。

- | | |
|---------------------|-------------|
| 1 新聞 | 2 雑誌 |
| 3 段ボール | 4 紙パック |
| 5 OA 用紙・コピー用紙 | 6 機密文書 |
| 7 オフィス雑がみ(ミックスペーパー) | 8 シュレッダーした紙 |
| 9 その他(具体的に : |) |

④ 事業系古紙の回収

問 26 貴自治体の行政区域内で事業系古紙について回収業者や許可業者へ排出する以外にどのような回収システムが整備されていますか。該当する番号をすべて選んでください。

(注 1) 拠点回収には、焼却施設に古紙の回収ボックス等を設置している場合も含めてください。

(注 2) 1、または 2 を選んだ場合は、問 27 へ進んでください。

- | | |
|------------------------|----------|
| 1 少量排出事業所を対象とした有料の行政回収 | } 問 27 へ |
| 2 少量排出事業所を対象とした無料の行政回収 | |
| 3 民間のオフィスリサイクルシステム | } 問 30 へ |
| 4 オフィス町内会 | |
| 5 拠点回収(回収ステーション) | |
| 6 とくに何もない | |
| 7 その他(具体的に : | |

問 27 少量排出事業所を対象とした行政回収の事業系古紙の排出条件について、該当する番号をすべて選んでください。

- 1 事前登録
- 2 日量の排出量
- 3 古紙の区分
- 4 その他(具体的に：)

問 28 貴自治体ではフリーライダー問題(本来負担すべき手数料等を負担せずに排出する事業者)が発生していますか。該当する番号を一つ選んでください。

- 1 発生している → 問 29 へ
- 2 発生していない } 問 30 へ
- 3 把握していない }

問 29 フリーライダー対策を講じていますか。該当する番号を一つ選んでください。

- 1 対策を講じている
- 2 対策は講じていない
- 3 その他(具体的に：)

⑤ 焼却施設への搬入規制

問 30 貴自治体では、焼却施設に搬入される事業系可燃ごみの中の資源化できる紙の搬入を規制していますか。該当する番号をすべて選んでください。

(注 1) 1 を選んだ場合は、問 31 へ進んでください。

- 1 機密書類は受け入れている → 問 31 へ
- 2 小規模事業所の紙類のみを受け入れている } 問 32 へ
- 3 資源化できる紙はすべて受け入れていない }
- 4 とくに何もしていない }
- 5 その他(具体的に：)

問 31 今後、機密書類の搬入を規制する予定がありますか。該当する番号を一つ選んでください。

- 1 予定がある
- 2 予定はない
- 3 わからない

⑥ 機密書類の処理

問 32 事業者が機密書類をリサイクルするために排出する場合、機密書類の取扱いはどのようになりますか。該当する番号を一つ選んでください。

- 1 事業系一般廃棄物
- 2 専ら物
- 3 その他(具体的に：)

問 33 貴自治体では、機密書類の処理方法や機密書類を受け入れている業者をホームページなどに掲載していますか。該当する番号をすべて選んでください。

- 1 機密書類の処理方法を掲載している
- 2 機密書類を受け入れている業者を掲載している
- 3 機密書類の処理については何も掲載していない
- 4 その他(具体的に：)

⑦ 啓発資料

問 34 事業系古紙の回収・リサイクルについて、マニュアル、パンフレット(冊子)、チラシなど啓発資料(ホームページを含む)を作成していますか。該当する番号を選んでください。

- 1 作成している → 問 35 へ
- 2 作成していない → 問 37 へ

問 35 啓発資料は、どの範囲を対象とした内容ですか。該当する番号を一つ選んでください。

- 1 事業系古紙のみを対象としている
- 2 事業系の資源化物を対象としている
- 3 事業系一般廃棄物全般を対象としている
- 4 その他(具体的に：)

問 36 啓発資料には事業系古紙について、どのような情報が含まれていますか。該当する番号をすべて選んでください。

- 1 古紙の分別区分
- 2 禁忌品(異物)の種類
- 3 排出ルート
- 4 業者情報
- 5 機密書類
- 6 その他(具体的に：)

問 37 当センターや古紙業界に対して、ご意見・ご要望等ございましたら、以下に記入してください。

(注 1) 家庭系古紙に関する調査とご回答者が同一の場合は、記入は不要です。

--

質問は以上です。ご協力いただき、ありがとうございました。

平成 26 年度地方自治体紙リサイクル施策調査報告書

平成 27 年 2 月発行

編集者 公益財団法人 古紙再生促進センター

〒104-0042 東京都中央区入船 3-10-9

新富町ビル

電話 03(3537)6822

本書は当公益財団法人の了解を得ずに無断で転載することのないようにお願いします。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。